

矢部町・清和村・蘇陽町の将来を考えよう。

～ 資料編 ～

矢部・清和・蘇陽合併推進協議会

< 目次 >

はじめに	.....	1
1 地域の現状	.....	3
1-1:3 町村の概要	.....	4
1-2:人口構成	.....	7
1-3:産業構造	.....	9
1-4:財政状況	.....	12
1-5:行政状況	.....	17
2 合併の背景	.....	25
3 合併の効果と課題	.....	29
4 合併ビジョン(骨子)	.....	39
4-1:基本理念	.....	40
4-2:新しいまちの将来像	.....	41
4-3:将来像を実現する5つの柱	.....	41
5 3 町村の将来推計	.....	43
5-1:人口推計	.....	44
5-2:財政推計	.....	46

はじめに

市町村をとりまく状況は現在、日常生活圏の広がり、地方分権の推進をはじめ、少子高齢化の進行、厳しい財政状況下であり、これらの課題に対応する有効な手段の一つとして、市町村合併が提示され、あさぎり町をはじめ県下各地域において活発な議論がなされております。

そのような中、矢部町・清和村及び蘇陽町は、地理的・歴史的関係も深く、産業・経済分野においても強い結びつきが見られ、住民の交流も盛んに行われております。

また、行政の広域的な取り組みにおきましても、し尿、ごみ処理等の衛生分野や病院事業等において、一体的なサービスを行っております。

こうした経緯を踏まえて、近年急速に高まる市町村合併の議論に対し、平成15年1月に3町村は、「矢部・清和・蘇陽合併推進協議会」を設置し、合併に関する様々な検討を始めたところです。

今回、3町村が合併した場合の目指すべき基本理念として、「新町将来ビジョン」(骨子)を作成しました。これは、新町が実施する施策の方針を示したものであり、今後法律に基づく協議会(=法定協議会)で作成を予定している「新町建設計画」の骨子となるものであります。今回はそのたたき台としてお示しするものであり、新町建設計画策定の際は、広く住民の皆様の意見を聴取しながら策定を行い、住民ニーズを適確に反映させ皆が夢を持てる新しいまちづくりを目指したいと考えています。

これからの地域社会は、住民が主体となって考え、積極的にまちづくりに参画されることが要請されており、この資料が、その一助になることを期待します。また、今後、地域や町村が様々な問題を抱えていますが、それらを解決する一つの有効な手段として考えられえている町村合併についても一層論議が深まることを期待します。



## 1. 地域の現状

## 1. 地域の現状

### 1-1 3町村の概要

矢部町、清和村は上益城郡、蘇陽町は阿蘇郡と異なる郡域の3町村ですが、阿蘇南外輪山の南麓から九州山地にかけて連なる隣接した自治体群です。3町村合わせると544.8km<sup>2</sup>の広大な面積となり、これは現在の菊池郡市や玉名郡市、鹿本郡市、下益城郡などをはるかに上回る規模です。町村域の大半を山林原野が占め、多くの渓谷を持ち、比較的高冷地であることなど、地勢的に大変共通する部分が多い地域と言えます。

(a) [矢部町総合計画 (第4次) 「エコミュージアム やべ」]

～自然とともに生き、人と人とのつながりを大切にする

「心ゆたかな共生の町」をめざして～

矢部町は、北を阿蘇の外輪山、南を九州山地の峰に囲まれ、県内最大の面積をもつ自然豊かな町です。古くは阿蘇氏の拠点として栄え、その遺産が町のいたるところに残っています。昭和30年に浜町、下矢部村、白糸村、御岳村が合併し、昭和32年に名連川村、中島村が編入して現在の矢部町が誕生しました。人口は平成12年の国勢調査で12,386名となっており、少子高齢化が進んでいます。主な産業は農林業で、気候・風土を活かした有機農業が盛んに行われています。観光資源としての通潤橋などの石橋群や9月の第1土・日曜日に行われる八朔祭は大変有名で、熊本県内外から多くの観光客が訪れます。

#### 矢部町総合計画(エコミュージアムやべ)全体像

心ゆたかな共生の町をめざして

1.自然を大切にする美しい町をめざすために

2.安全で暮らしやすいゆたかな町をめざすために

3.歴史に学び文化を育む心ゆたかな町をめざすために

4.人にやさしい健康な町をめざすために

(b) [清和村総合計画 (第4次) 「文楽の里づくり シナリオ 21」]

～大いなる田舎の再生にむけて～

清和村は、熊本県の東端に位置し、阿蘇南外輪丘陵の標高 500～800mに及ぶ農山

村です。昭和 31 年に朝日村、小峰村が合併して現在の清和村が生まれました。人口は、平成 12 年国勢調査で 3,279 名となっており、他の 2 町と同様に少子高齢化による過疎が進んでいます。主な産業は農林業で、清和ブランドを冠した特産品は県内外で広く知られるようになってきています。また、熊本県重要無形文化財に指定された「清和文楽」や、清和高原天文台での九州スターフェスタなど、地域文化の発信も盛んです。

### 清和村総合計画(シナリオ21)全体像

#### 大いなる田舎の再生に向けて

1. 村の資源(農業や林業など)のエコロジカルな活用

2. 「田舎に住める方程式」の発見・実践

(c) [蘇陽町振興計画書]

#### ~そよ風に 21 世紀の息吹をのせて~

蘇陽町は、九州の中央、熊本県の東部にあり、その位置から「九州のへそ」と呼ばれています。標高は 500m ~ 900m の間で、南東部は宮崎県に接しています。昭和 31 年に馬見原町、菅尾村、柏村の合併で蘇陽町が誕生しました。人口は馬見原地区と二瀬本地区にやや集中していますが、最近では過疎化・高齢化が進み、平成 12 年国勢調査では人口 4,668 人となっています。産業は農林業が中心で、ブルーベリーが町の代名詞になっています。また蘇陽峡やそよ風パークなどの自然と共生した観光資源があり、健康づくりに熱心なまちとしても全国的に知られています

### 蘇陽町総合計画全体像

#### そよ風に21世紀の息吹をのせて

1. 暮らしやすい生活環境づくり

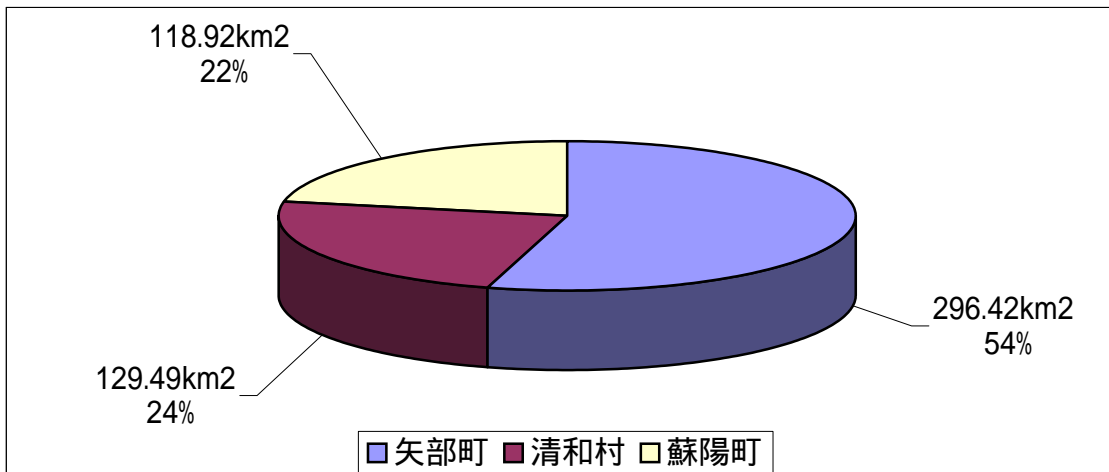
2. 都市と農村の交流促進

3. 保健、医療、福祉の連携強化による包括医療の形成

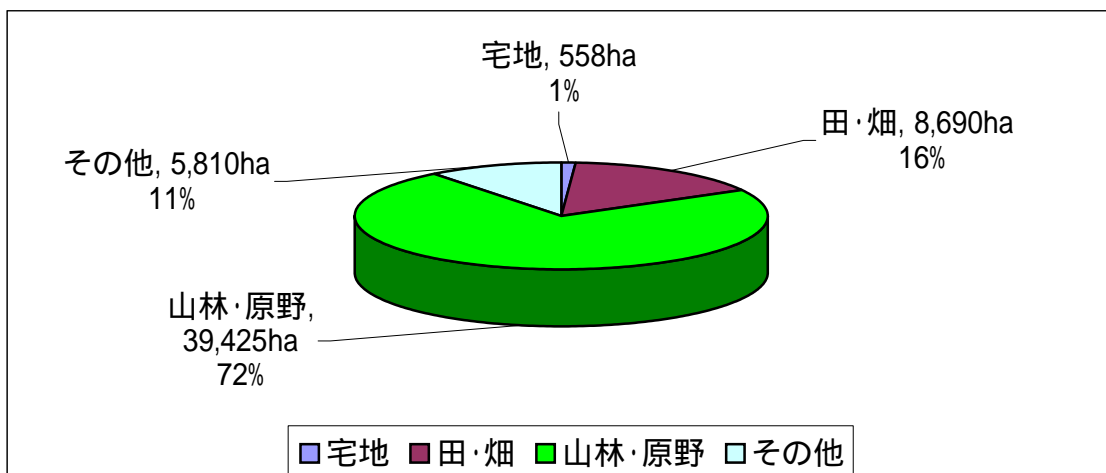
4. 健康と結びついた農林業

5. 健康福祉活動を通じての人づくり

### 3 町村の面積比較



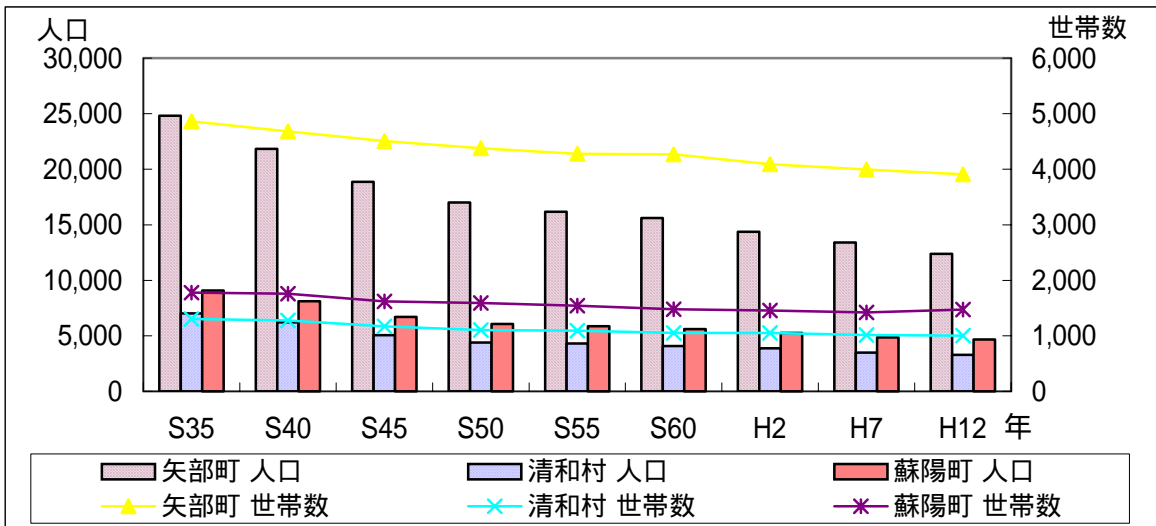
### 3 町村合計の土地利用状況



## 1-2 人口構成

現在の3町村は、全国の中山間地と同様に過疎化の傾向が止まらず、昭和の大合併以後も人口/世帯数ともに減少しています。

		S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12
矢部町	人口	24,822	21,828	18,861	17,012	16,168	15,605	14,374	13,407	12,386
	世帯数	4,862	4,680	4,507	4,379	4,278	4,268	4,090	3,995	3,910
清和村	人口	7,007	6,213	5,053	4,392	4,310	4,077	3,870	3,489	3,279
	世帯数	1,303	1,277	1,170	1,102	1,093	1,051	1,050	1,014	1,003
蘇陽町	人口	9,069	8,113	6,693	6,057	5,858	5,600	5,260	4,850	4,668
	世帯数	1,778	1,758	1,619	1,590	1,541	1,479	1,454	1,421	1,471

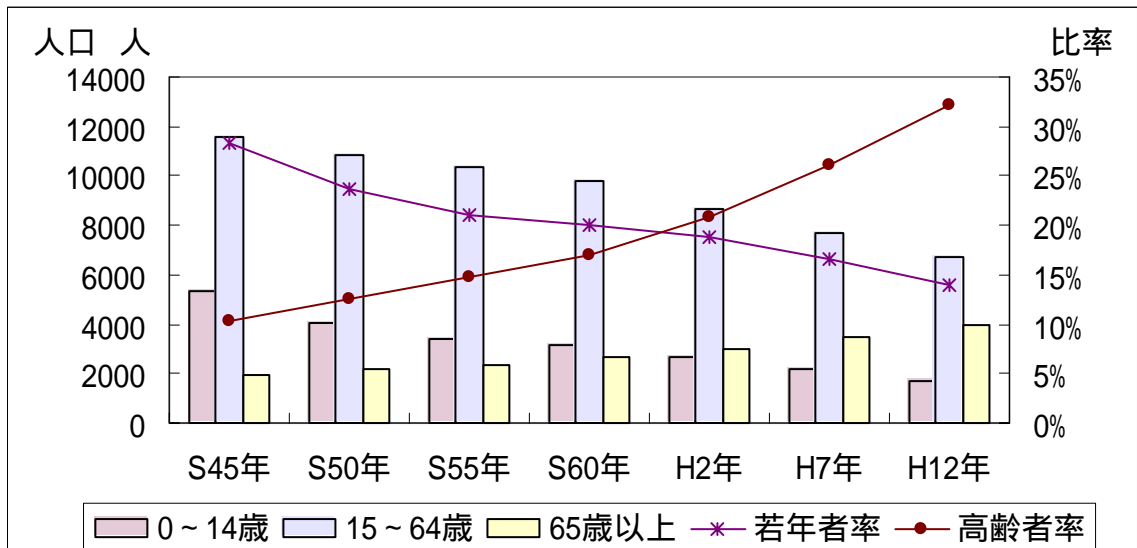


### 3 町村の人口構成の推移

平成12年の国勢調査結果から、3町村すべてで高齢化率は30%を超え、若年者率は15%を割り込んでおり、急激な高齢化が進んでいることがわかります。

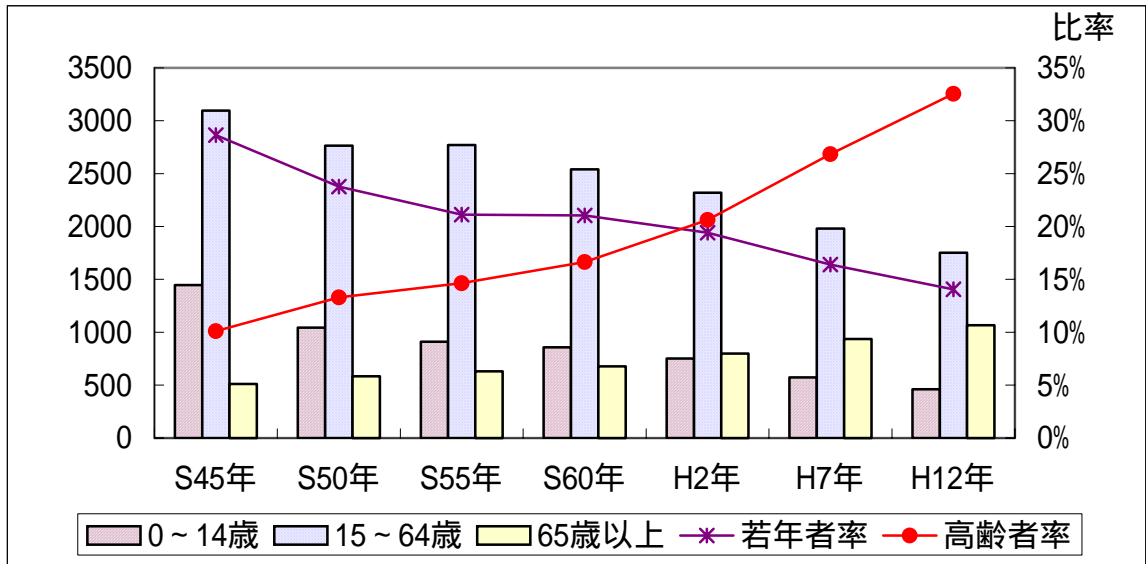
#### (a) 矢部町の人口構成の推移

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
0～14歳	5337	4044	3398	3128	2693	2216	1718
15～64歳	11590	10823	10387	9832	8698	7698	6687
65歳以上	1937	2145	2383	2645	2982	3493	3981
合計	18864	17012	16168	15605	14373	13407	12386
若年者率	28.3%	23.8%	21.0%	20.0%	18.7%	16.5%	13.9%
高齢者率	10.3%	12.6%	14.7%	16.9%	20.7%	26.1%	32.1%



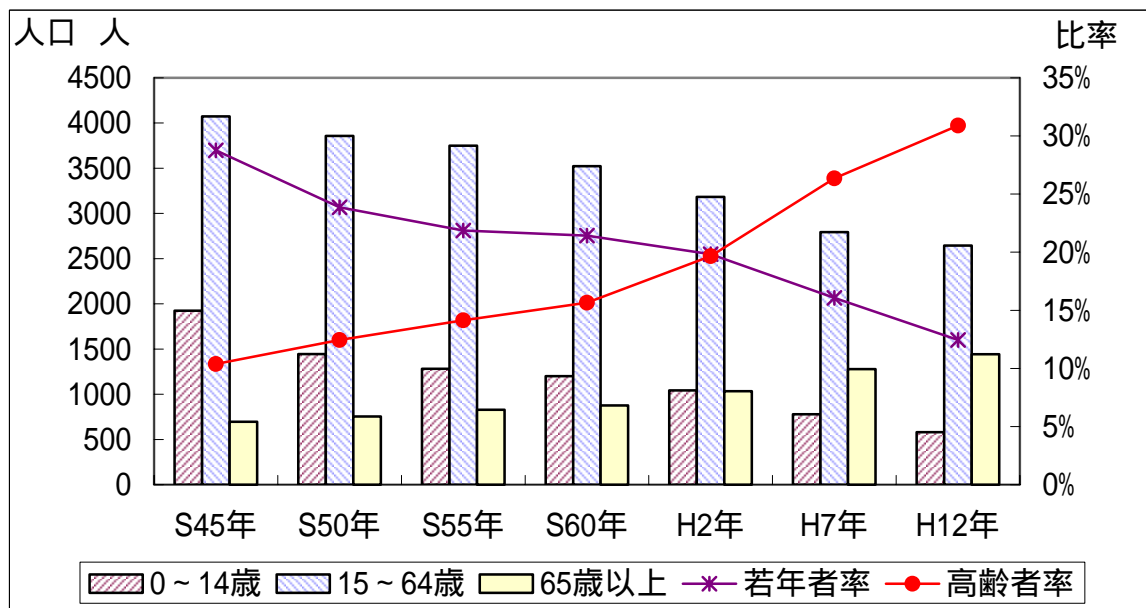
(b) 清和村の人口構成の推移

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
0～14歳	1447	1044	910	858	751	572	461
15～64歳	3095	2764	2769	2541	2320	1981	1751
65歳以上	511	584	631	678	798	936	1067
合計	5053	4392	4310	4077	3869	3489	3279
若年者率	28.6%	23.8%	21.1%	21.0%	19.4%	16.4%	14.1%
高齢者率	10.1%	13.3%	14.6%	16.6%	20.6%	26.8%	32.5%



(c) 蘇陽町の人口構成の推移

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
0～14歳	1925	1445	1281	1200	1043	779	581
15～64歳	4073	3858	3749	3523	3183	2793	2645
65歳以上	695	754	828	877	1034	1278	1442
合計	6693	6057	5858	5600	5260	4850	4668
若年者率	28.8%	23.9%	21.9%	21.4%	19.8%	16.1%	12.4%
高齢者率	10.4%	12.4%	14.1%	15.7%	19.7%	26.4%	30.9%



### 1-3 産業構造

この地域は、明治までは阿蘇・熊本・宮崎の3つの地域を結ぶ交通の要衝として広い商圏を持っていました。特に宿場町として栄え、それに伴い農林業や製造業をはじめとした産業が発展してきました。しかし、その後は、道路網の整備など様々な要因により衰退し、現在に至っています。

平成12年度の3町村の産業構造を見ると、3町村とも第一次産業従事者の割合が高くなっています。特に清和村では40%を超えており、農業がこの地域の基幹産業であることがわかります。しかし、各町村毎の産業構造の推移を見ると近年確実に第一次産業から第二次、第三次産業へのシフトが進んでいることがわかります。

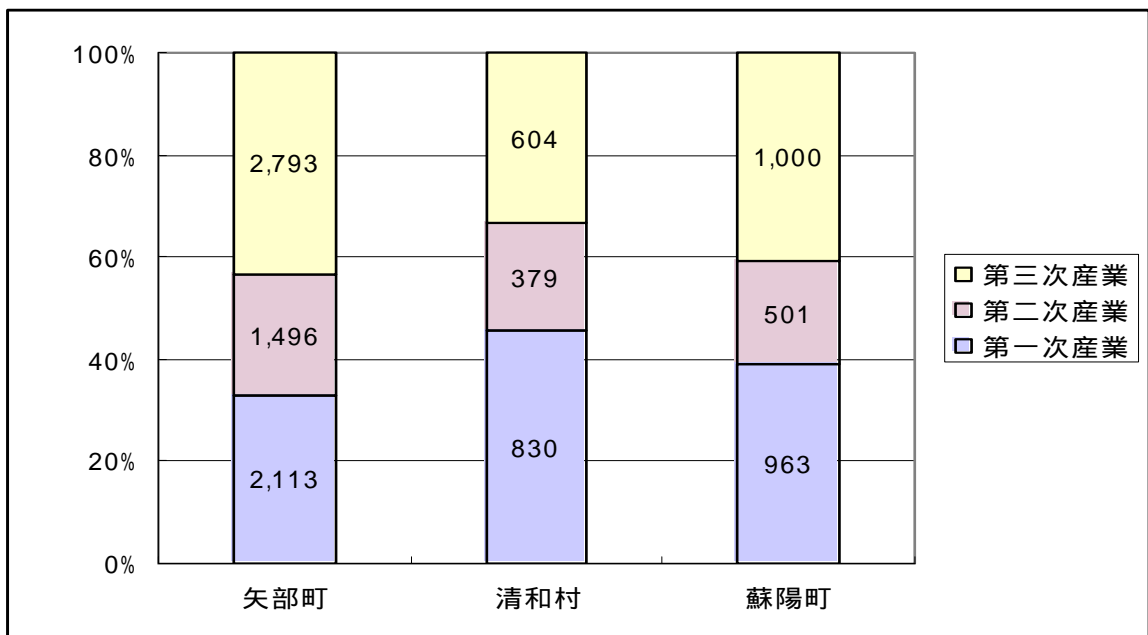


Fig. 平成7年度の産業別就業者構成

\*第1次産業：農林漁業

\*第2次産業：工鉱業、建設業、製造業

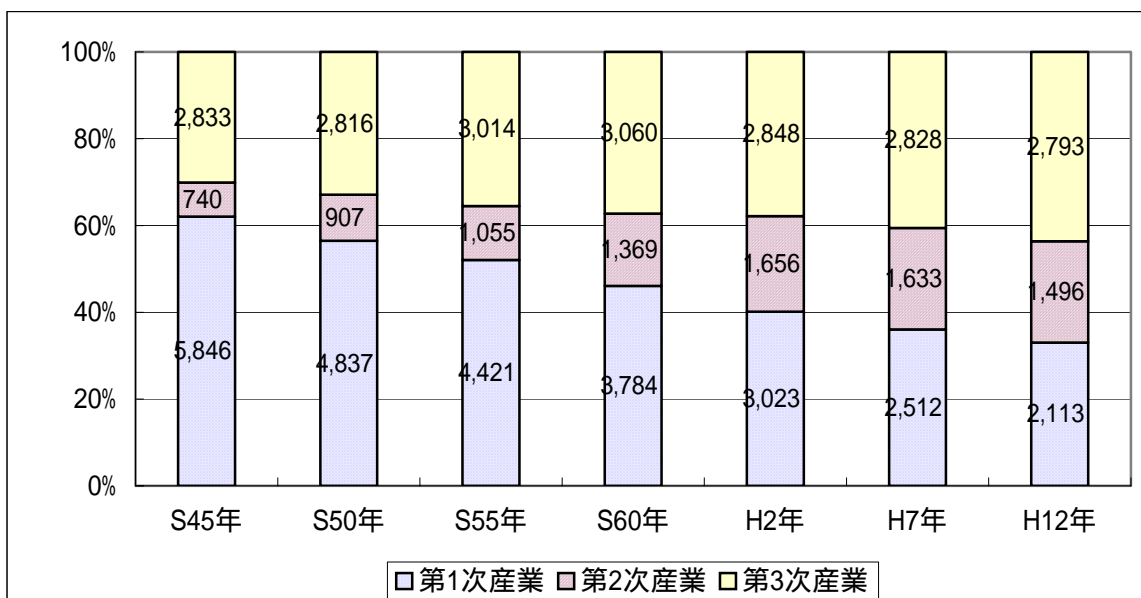
\*第3次産業：電気、ガス、水道業、運輸、通信、卸売、小売、飲食店、金融業、サービス業など

3町村の産業人口構成の推移状況(S45～H12)

(a) 矢部町

(単位:人)

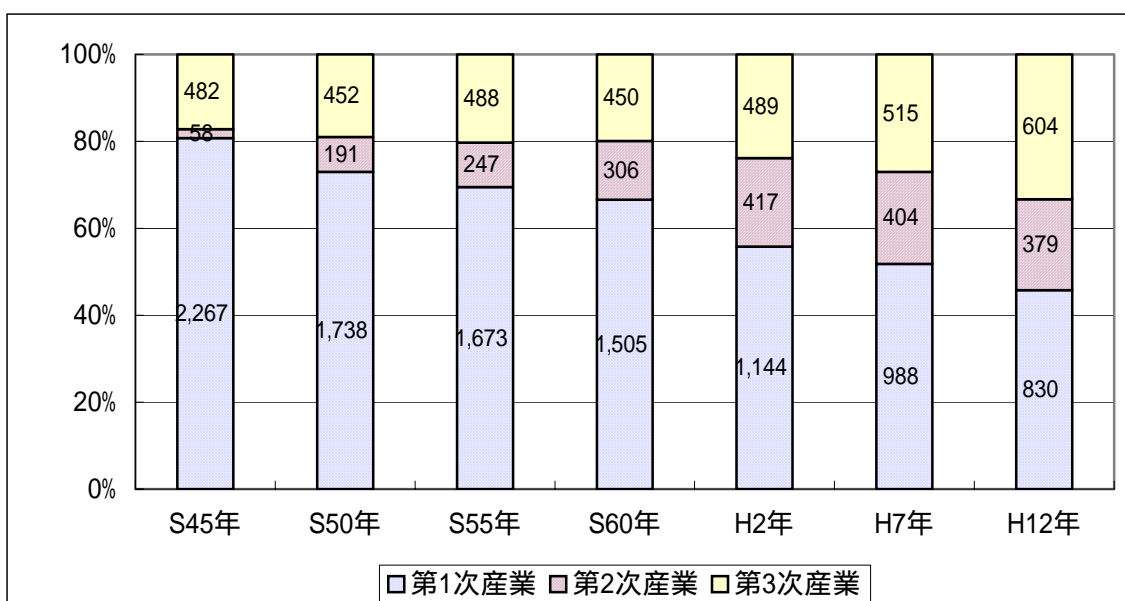
	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
第1次産業	5,846	4,837	4,421	3,784	3,023	2,512	2,113
第2次産業	740	907	1,055	1,369	1,656	1,633	1,496
第3次産業	2,833	2,816	3,014	3,060	2,848	2,828	2,793
合計	9,419	8,560	8,490	8,213	7,527	6,973	6,402



(b): 清和村

(単位:人)

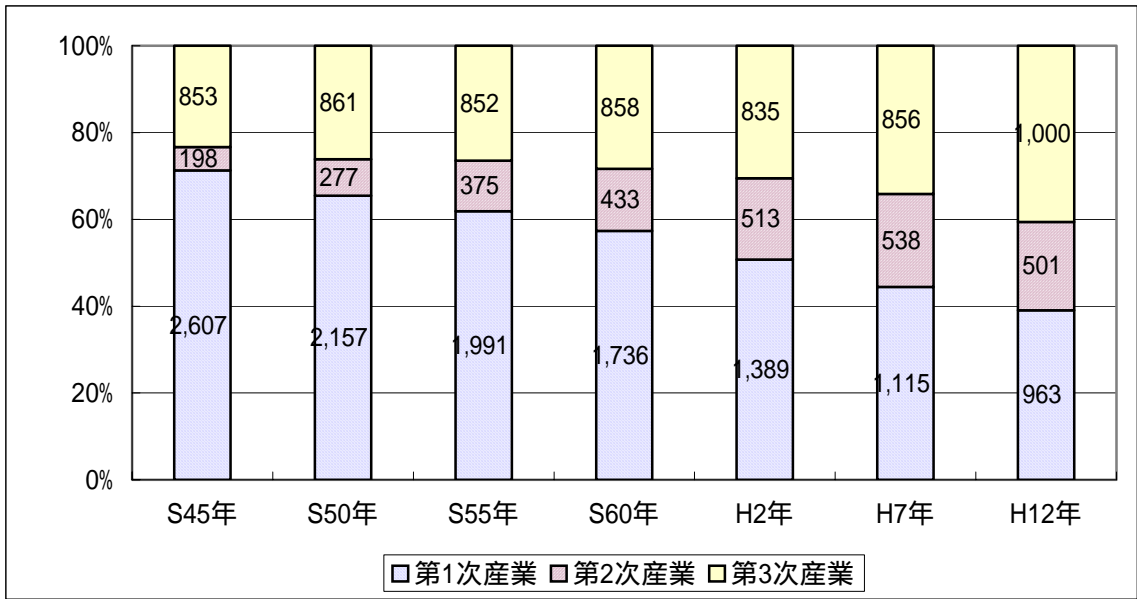
	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
第1次産業	2,267	1,738	1,673	1,505	1,144	988	830
第2次産業	58	191	247	306	417	404	379
第3次産業	482	452	488	450	489	515	604
合計	2,807	2,381	2,408	2,261	2,050	1,907	1,813



(c): 蘇陽町

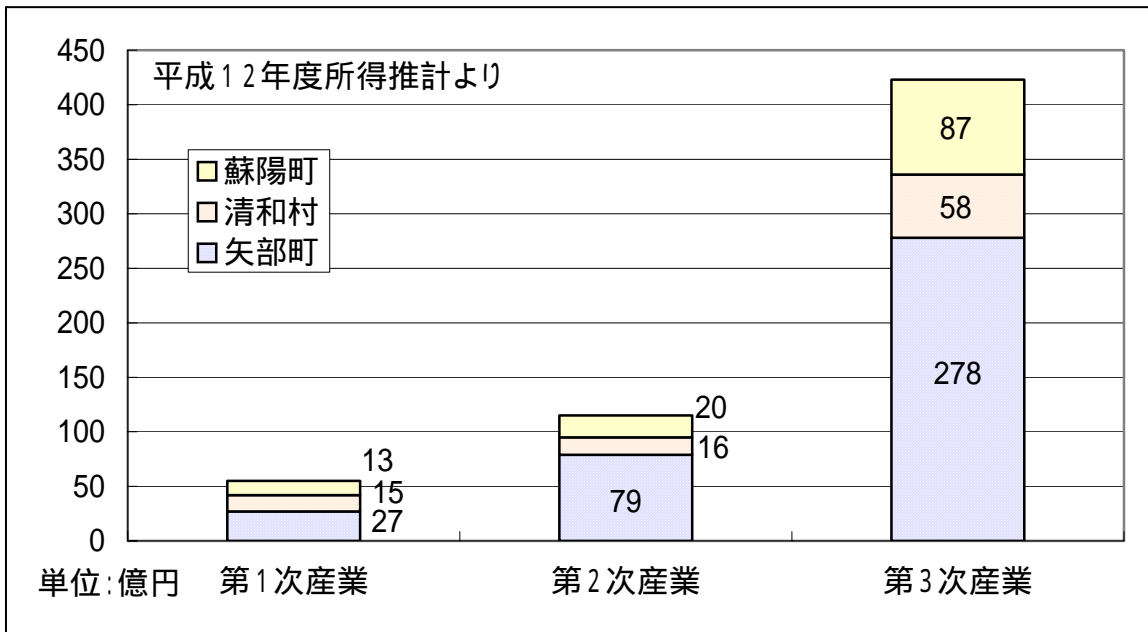
(単位:人)

	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年
第1次産業	2,607	2,157	1,991	1,736	1,389	1,115	963
第2次産業	198	277	375	433	513	538	501
第3次産業	853	861	852	858	835	856	1,000
合計	3,658	3,295	3,218	3,027	2,737	2,509	2,464



### 産業別の生産高の比較

平成12年度の各産業別の生産高では、第1次産業に比べて第3次産業の占める割合が突出していることがわかります。



## 1-4 財政状況

### 3 町村の財政指標(平成 13 年度)

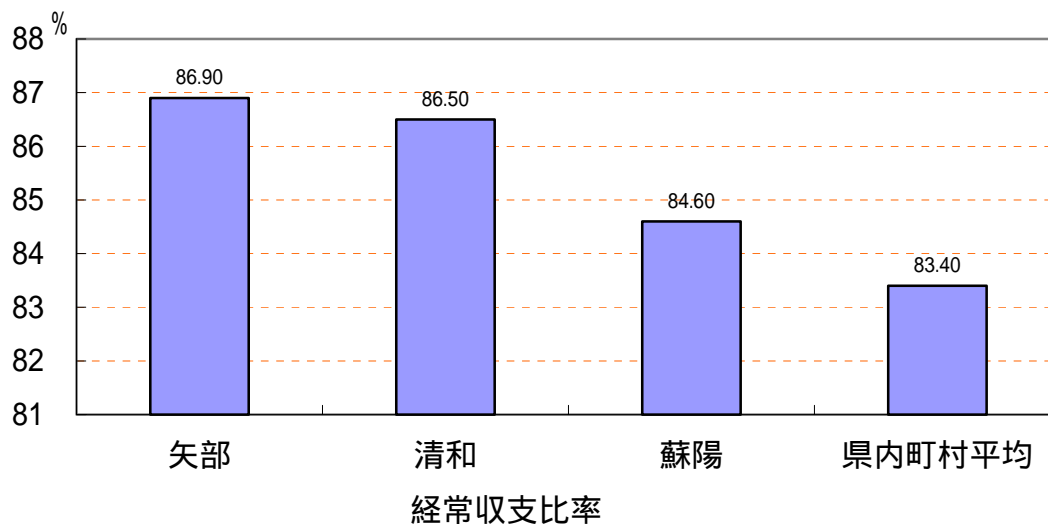
(単位:千円)

区 分	矢部町	清和村	蘇陽町	計
基準財政収入額	921,990	237,156	318,079	1,477,225
基準財政需要額	4,192,343	1,743,674	2,400,708	8,336,725
標準税収入額等	1,191,960	293,665	396,291	1,881,916
標準財政規模	4,459,208	1,798,891	2,477,142	8,735,241
財政力指数(11～13)	0.211	0.130	0.128	-
実質収支比率(%)	5.3	6.2	3.5	-
経常一般財源等比率(%)	99.2	100.9	99.8	-
公債費負担比率(%)	15.6	18.3	23.6	-
公債費比率(%)	10.4	11.8	12.7	-
起債制限比率(%)	8.2	9.9	9.4	-
経常収支比率(%)	86.9	86.5	84.6	-
積立金現在高	2,568,533	901,236	605,425	4,075,194
内				
財政調整基金	717,752	307,011	291,712	1,316,475
減債基金	160,042	89,411	145,636	395,089
特定目的基金	1,690,739	504,814	168,077	2,363,630
地方債現在高	6,539,086	2,806,843	6,542,841	15,888,770
債務負担行為額	625,595	146,975	113,712	886,282
土地開発基金現在高	198,982	46,975	0	245,957
市町村民税徴収率(%)	99.0(94.7)	99.0(94.7)	99.5(96.0)	-
純固定資産税徴収率(%)	98.3(91.6)	98.1(90.3)	99.3(89.4)	-

#### ・経常収支比率:

経常収支比率は、収入に対して人件費や公債費といった毎年必ず出ていくお金がどのくらいの割合になっているかを示す値です。平成 13 年度の財務データから矢部町は 86.9%、清和村は 86.5%、蘇陽町は 84.6%と、熊本県平均 83.4%と比較して 1～3 ポイント高い比率になっています。

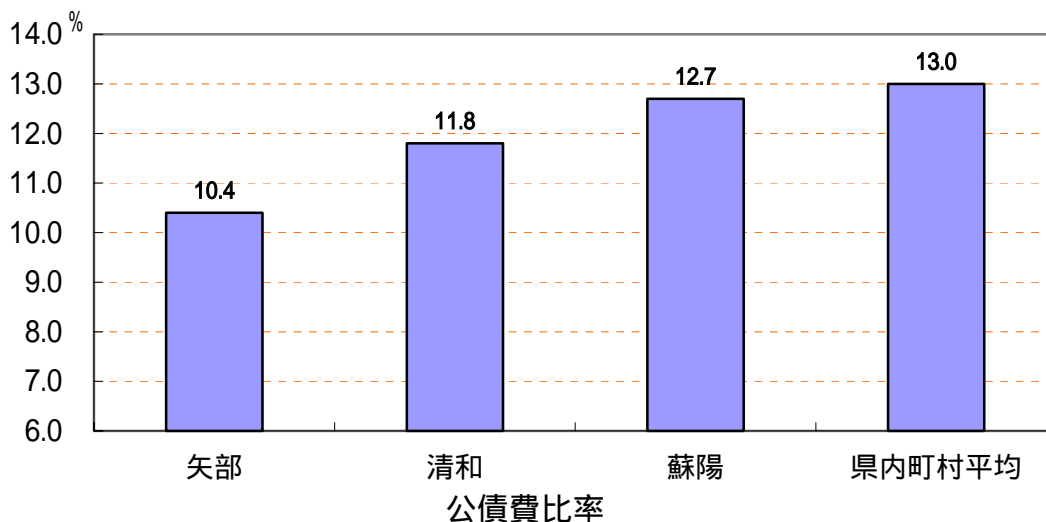
\* 人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・地方交付税・地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標。



・公債費比率：

公債費比率は自治体の財政構造の健全性を判断する指標で、公債費(借金返済)に使われる一般財源の大きさを表しています。この値が小さいほど、健全な財政状況であるといえます。平成 13 年度財務データから矢部町は 10.4%、清和村は 11.8%、蘇陽町は 12.7%と熊本県平均 13.0%よりも低い比率となっています。

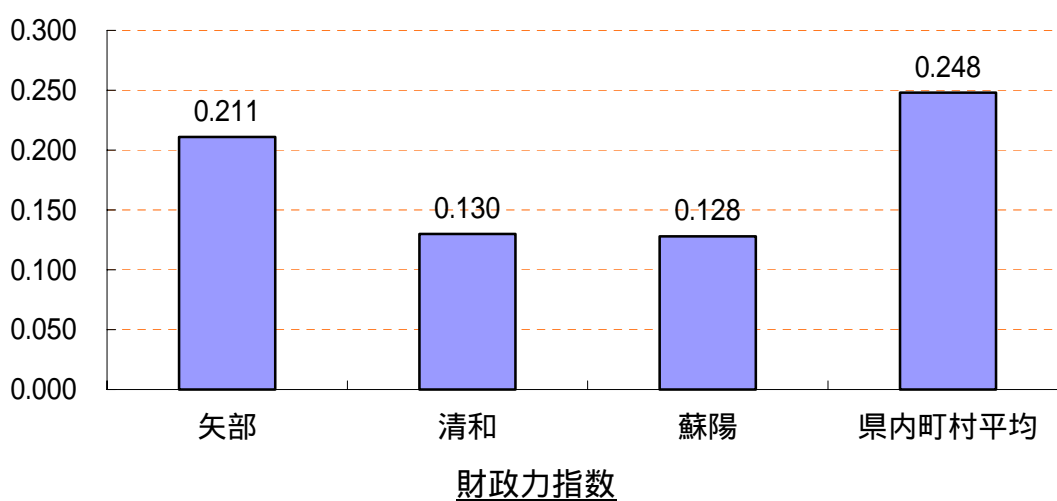
\* 地方債元利償還金に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合。これが 10%を超えないことが望ましい。



・財政力指数：

財政力指数は自主財源の多さ加減を表しており、この値が高いほど財政力が強いこととなります。平成 13 年度の財務データから矢部町は 0.211、清和村は 0.130、蘇陽町は 0.128となっており、熊本県平均は 0.248 に対して 3 町村とも低い指数となっています。

\* 基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の 3 年間の平均値。この値が 1 を超えると地方交付税が交付されません。



## 3 町村の決算状況(平成 13 年度)

(単位:千円)

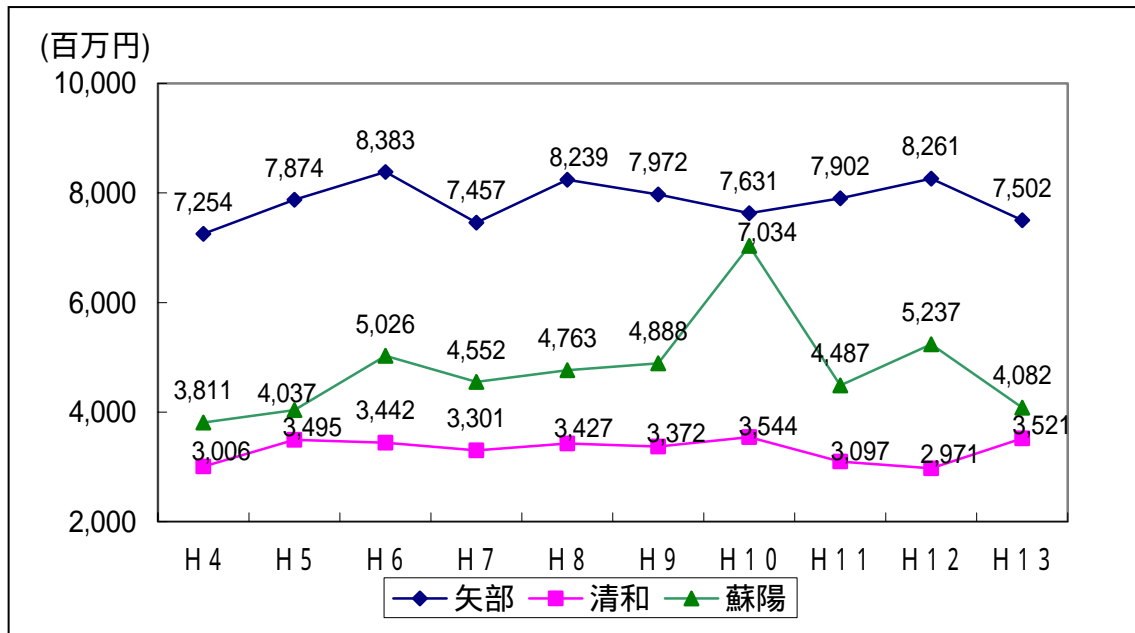
区 分	矢部町	清和村	蘇陽町	計
歳 入 総 額 (A)	7,821,702	3,635,094	4,182,499	15,639,295
歳 出 総 額 (B)	7,502,025	3,520,685	4,082,216	15,104,926
歳 入 歳 出 差 引 (C)=(A)-(B)	319,677	114,409	100,283	534,369
翌 年 度 繰 越 財 源 (D)	82,464	2,487	14,564	99,515
実 質 収 支 (E)=(C)-(D)	237,213	111,922	85,719	434,854
単 年 度 収 支 (F)	209,880	30,451	16,469	162,960
積 立 金 (G)	1,859	583	115,355	117,797
繰 上 償 還 金 (H)	0	0	0	0
積 立 金 取 崩 し 額 (I)	205,000	106,000	0	311,000
実 質 単 年 度 収 支 (J)=(F)+(G)+(H)-(I)	413,021	74,966	131,824	356,163

## 3 町村の歳出状況(平成 13 年度)

(単位:千円)

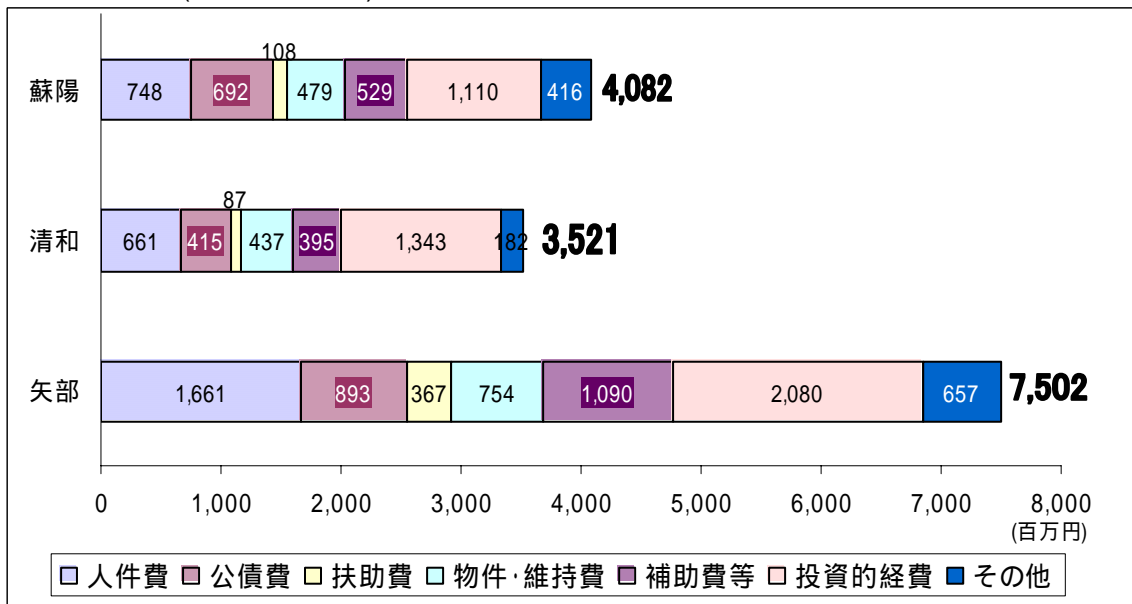
区 分	矢部町	清和村	蘇陽町	計	
人 件 費	1,660,960	661,065	748,195	3,070,220	
うち職員給	1,081,014	417,042	476,774	1,974,830	
扶 助 費	367,436	86,766	107,832	562,034	
公 債 費	892,550	415,047	692,332	1,999,929	
内 訳	元利償還金	892,127	414,951	692,332	1,999,410
	一時借入金利子	423	96	0	519
( 義 務 的 経 費 計 )	2,920,946	1,162,878	1,548,359	5,632,183	
物 件 費	722,476	423,208	469,673	1,615,357	
維 持 補 修 費	32,021	14,288	9,677	55,986	
補 助 費 等	1,090,395	395,134	528,632	2,014,161	
うち一部組合負担金	445,097	154,199	208,808	808,104	
繰 出 金	548,564	174,772	186,501	909,837	
積 立 金	78,058	2,042	159,310	239,410	
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	29,187	5,360	69,811	104,358	
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	
投 資 的 経 費	2,080,378	1,343,003	1,110,253	4,533,634	
うち人件費	57,667	2,936	34,223	94,826	
内 訳	普通建設事業費	1,908,284	1,320,796	1,069,577	4,298,657
	うち補助事業	626,053	336,047	624,153	1,586,253
	うち単独事業	1,149,379	894,394	418,214	2,461,987
	災害復旧事業費	172,094	22,207	40,676	234,977
失業対策事業費	0	0	0	0	
歳出合計	7,502,025	3,520,685	4,082,216	15,104,926	

・3 町村の過去 10 年間の決算規模の推移



\* 蘇陽町は平成 10 年度、清和村では平成 13 年度に庁舎建設実施。

・歳出決算額(平成 13 年度)の性質別内訳



【用語解説】

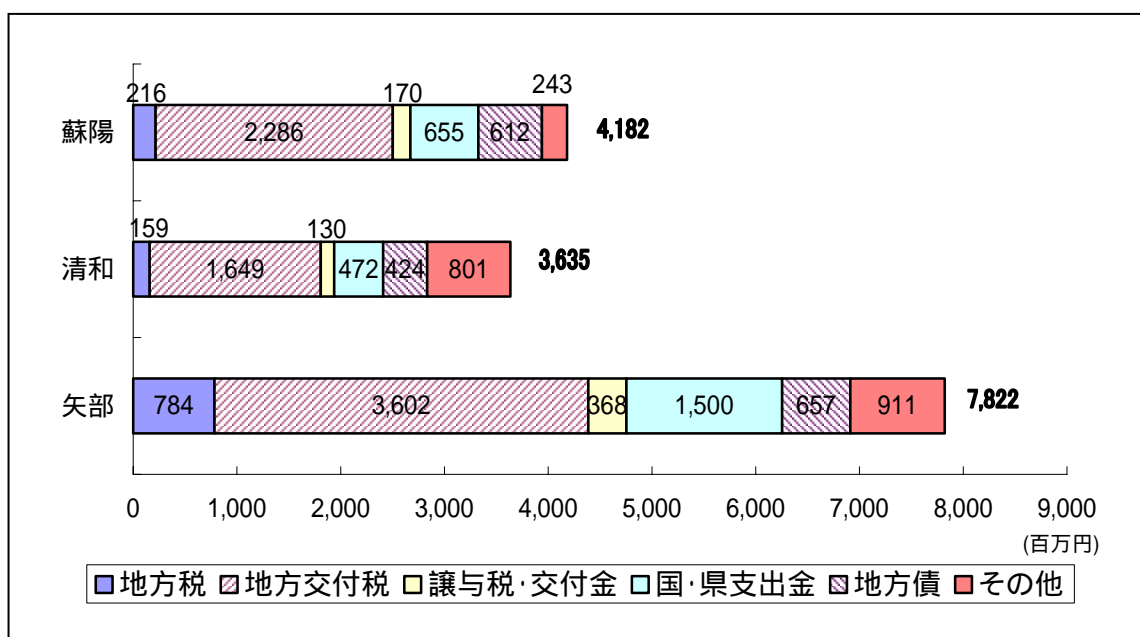
- ・人件費: 町村長等の特別職や役場職員の給与、議員や各種委員の報酬。
- ・公債費: 町村が借入れを行っている地方債(借金)の償還金。
- ・扶助費: 高齢者福祉・児童福祉等、社会保障に要する費用。
- ・物件費: 旅費、消耗品費や委託料など、他の性質に属さない消費的な経費。
- ・補助費等: 町村が団体等に交付する補助金や負担金、委託金。広域消防やごみ処理等を行っている一部事務組合に対する負担金も含む
- ・投資的経費: 公共施設の建設や道路改良費、災害復旧費など。

### 3 町村の歳入状況(平成 13 年度)

(単位:千円)

区 分	矢部町	清和村	蘇陽町	計
地 方 税	784,103	159,385	215,608	1,159,096
地 方 譲 与 税	111,017	65,403	81,387	257,807
利 子 割 交 付 金	39,611	7,874	12,435	59,920
地 方 消 費 税 交 付 金	112,772	25,326	35,635	173,733
ゴルフ場利用税交付金	19,436	0	0	19,436
自動車取得税交付金	44,684	26,047	32,537	103,268
地方特例交付金	25,626	3,656	6,666	35,948
地 方 交 付 税	3,602,394	1,648,501	2,286,416	7,537,311
うち普通交付税	3,267,248	1,505,226	2,080,851	6,853,325
うち特別交付税	335,146	143,275	205,565	683,986
交通安全対策特例交付金	1,327	1,341	1,361	4,029
分 担 金 ・ 負 担 金	111,914	13,833	13,176	138,923
使 用 料 ・ 手 数 料	75,778	39,959	44,617	160,354
国 庫 支 出 金	606,597	293,642	180,703	1,080,942
国 有 提 供 交 付 金	13,981	0	0	13,981
県 支 出 金	892,988	178,631	474,168	1,545,787
財 産 収 入	60,145	4,398	17,188	81,731
寄 付 金	725	5,000	1,000	6,725
繰 入 金	265,180	598,765	8,553	872,498
繰 越 金	297,511	82,436	75,601	455,548
諸 収 入	98,813	56,797	83,648	239,258
地 方 債	657,100	424,100	611,800	1,693,000
歳入合計	7,821,702	3,635,094	4,182,499	15,639,295
うち一般財源	4,739,643	1,936,192	2,670,684	9,346,519
うち自主財源	1,694,169	960,573	459,391	3,114,133

### ・歳入決算額の内訳



1-5:行政の状況 (平成 15 年 4 月現在)

特別職、議員、職員の状況

区分	人数			1人当平均給与月額(単位百円)		
	矢部	清和	蘇陽	矢部	清和	蘇陽
町村長	1	1	1	8,130	7,500	7,850
助役	1	0	1	6,100	5,760	5,800
収入役	1	1	1	5,600	5,410	5,640
教育長	1	1	1	5,600	5,410	5,490
議会議長	1	1	1	3,250	3,000	3,140
議会副議長	1	1	1	2,680	2,470	2,590
議会議員	14	10	12	2,440	2,250	2,350
一般職員	184	71	89	3,646	3,101	3,241
うち技能労働職員	28	10	10	3,514	3,238	2,633
ラスパイレス指数(H14.4.1)				97.2	93.0	95.9

地域指定状況

区分	矢部	清和	蘇陽
工特	×	×	×
低開発	×	×	×
産炭	×	×	×
山振			×
過疎			
拠点都市	×	×	×
農工			
国定公園			×
市町村圏			
農山村			
財政再建	×	×	×
指数表選定			

公営事業等への繰出状況

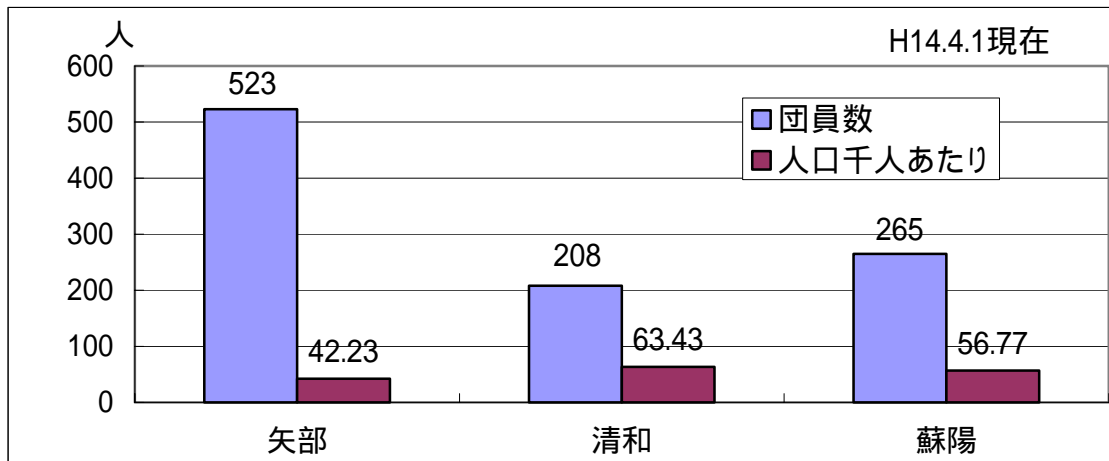
区分	矢部	清和	蘇陽
上水道	10,941	0	0
簡水	16,055	40,483	30,121
国保	146,058	33,451	55,568
老保	108,810	39,500	37,481
介護	186,762	61,129	63,098
病院	0	21,356	84,789
その他	90,879	209	233
計	559,505	196,128	271,290

国保会計状況

区分	矢部	清和	蘇陽
実質収支	55,675	81,354	54,620
再差引収支	35,675	76,354	39,620
加入世帯数	2,761	750	1,111
被保険者数	6,694	1,982	2,788
一世帯当保険税	167	187	149
1人当保険税	69	71	59
1人当保険給付費	122	120	127
基金現在高	207,758	250,056	222,176

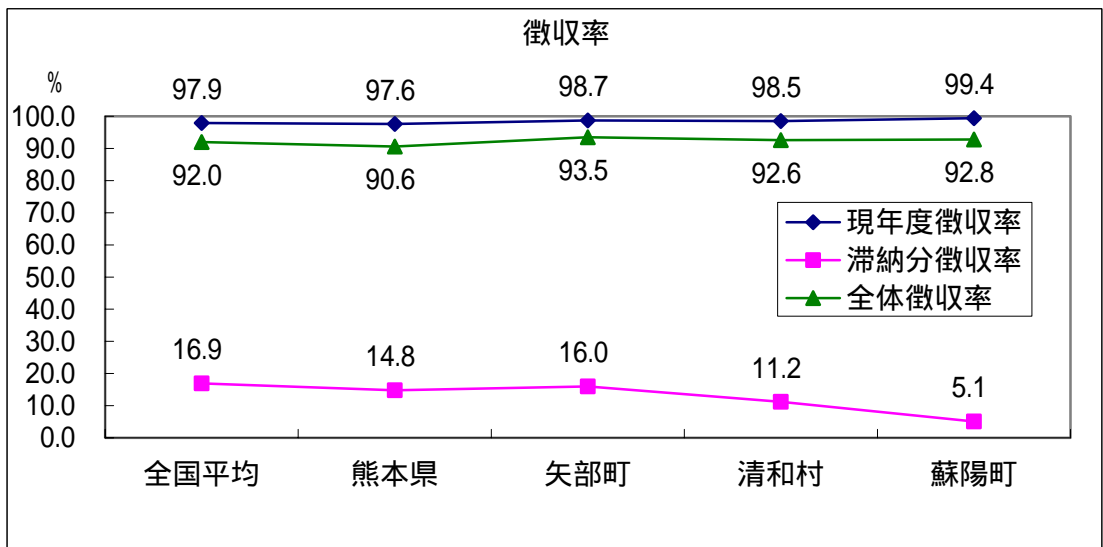
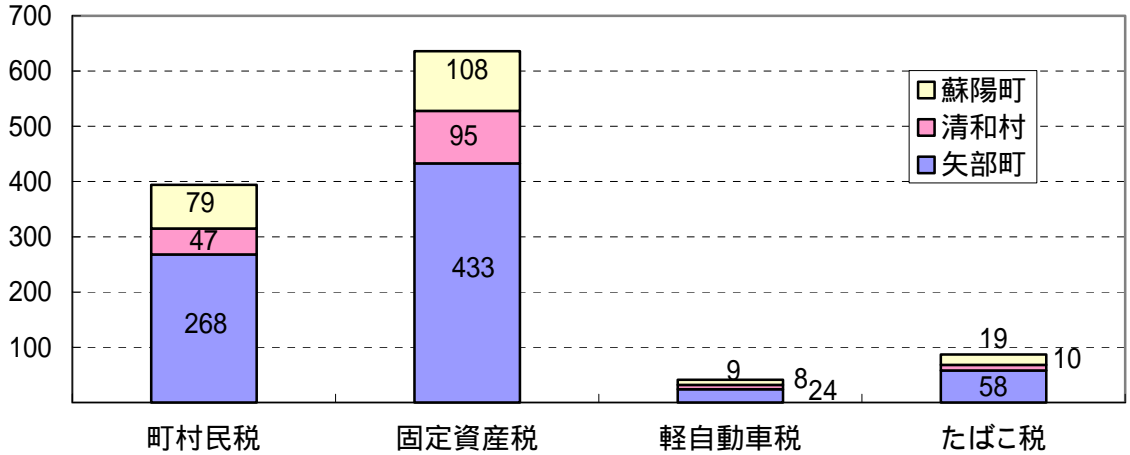
・消防の状況

町村名	広域消防					消防団		
	消防署数	分駐所数	職員数	消防車両	救急車両	分団数	消防団員	消防車両
矢部町	1		24	2	2	7	523	20
清和村						6	208	15
蘇陽町		1	9	1	1	9	265	10



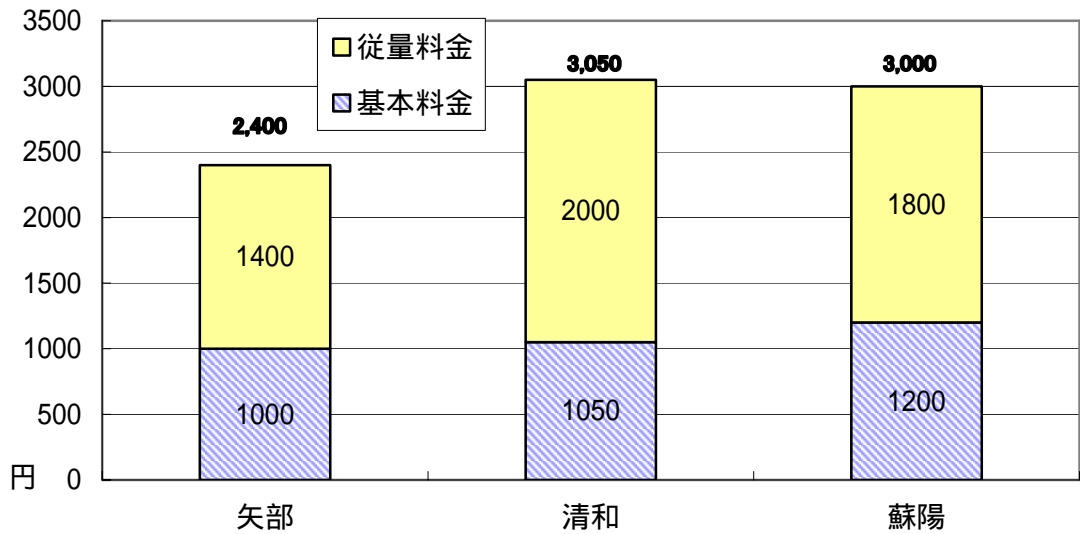
・税収の状況:(平成 13 年度決算)

百万円



・水道料金について

13mm 口径の一般用を 20t/月使用と仮定。



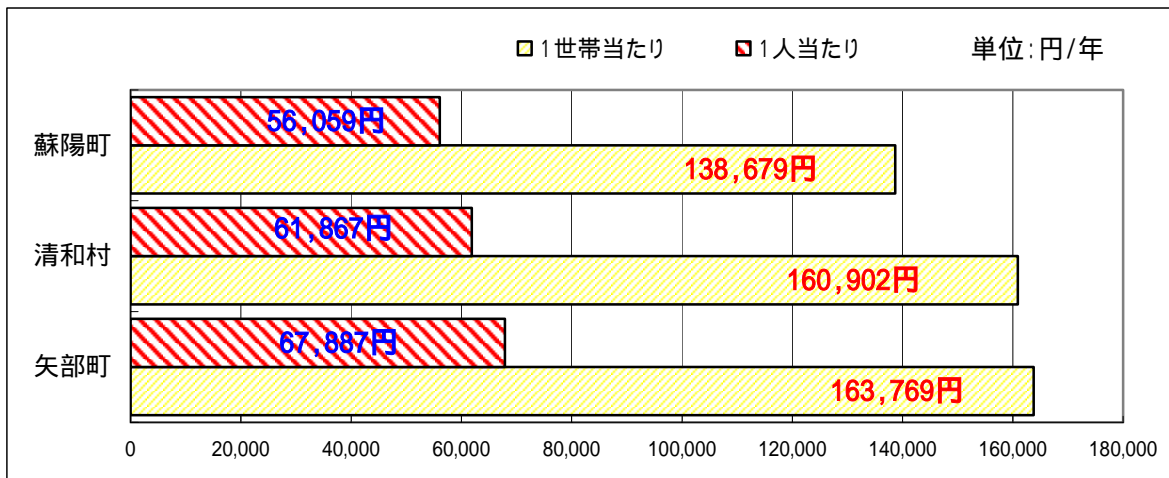
福祉の状況

・国民健康保険税の比較

国民健康保険税は町村の医療費の状況に応じて税率が変わります。3 町村の平成 14 年度の税率は以下のようになっています。 (単位:円)

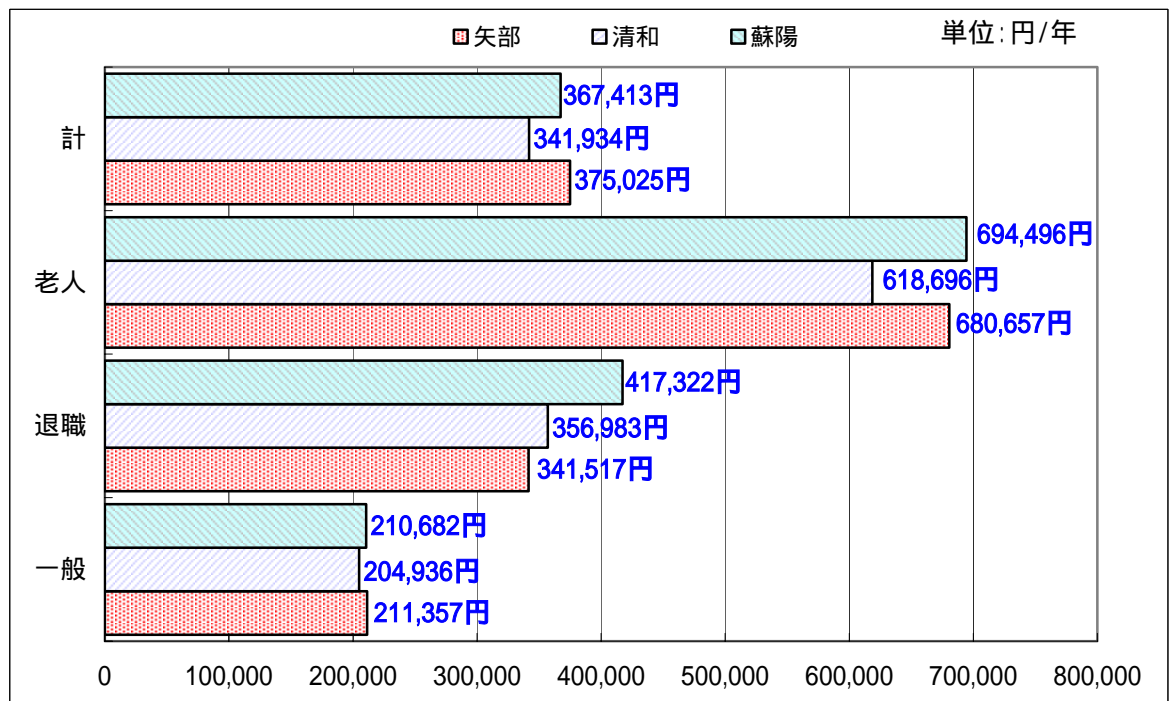
市町村名	医療分					介護分(2号) 40~64歳				
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額
矢部町	8.50%	61.43%	25,680	29,160	530,000	0.71%	7.22%	5,600	3,500	70,000
清和村	5.25%	56.28%	23,420	26,290	530,000	0.71%	9.49%	5,570	3,470	70,000
蘇陽町	6.40%	45.00%	20,700	25,000	530,000	1.09%	8.94%	6,130	4,020	70,000

また、平成 14 年度の 3 町村の 1 世帯あたり、一人当たりの国民健康保険税額は、以下のグラフのようになっています。



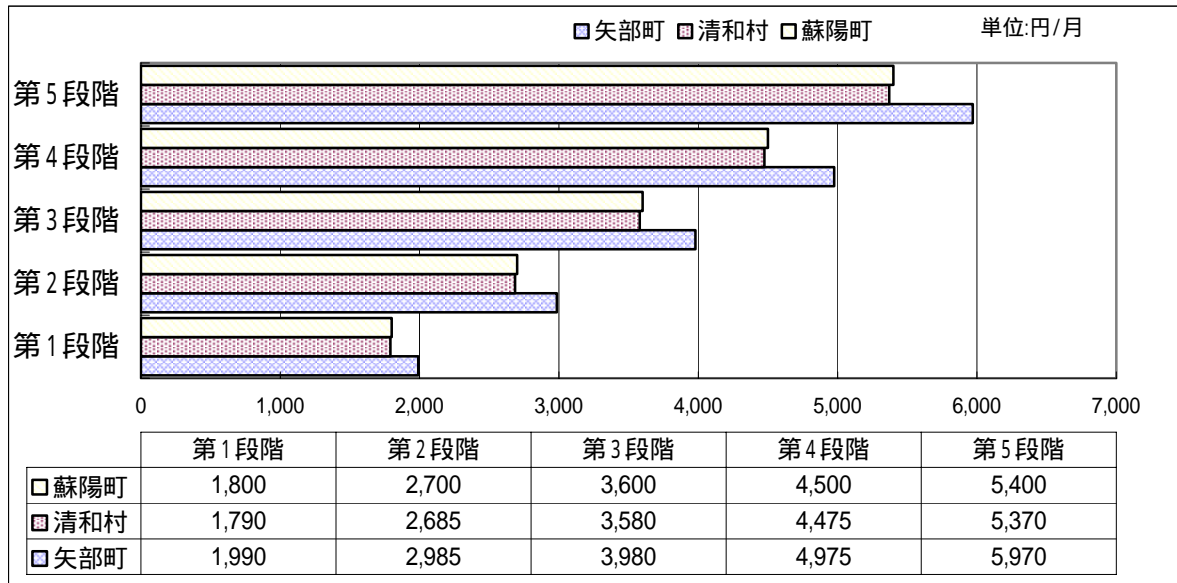
・医療費の状況(国保分)

3 町村の平成 13 年度の国保の一人当たり医療費の状況は以下です。



・介護保険料(1号)について

介護保険料は町村の介護保険サービスの額によって金額が変わり、平成15年度の介護保険料(1号)については以下です。



・医療機関などの施設状況

医療機関等の施設

	病院名	公・私	診療科目
矢部町	矢部広域病院	私	内科・外科・消化器科(胃腸科)・整形外科・肛門科・麻酔科・循環器科
	伴病院	私	内科・外科・婦人科・リハビリテーション科
	瀬戸病院	私	内科・外科・泌尿器科・リハビリテーション科・小児科・デイケア・人工透析
	坂本クリニック	私	内科・胃腸科・小児科
	野田医院	私	内科・小児科・消化器科
	藤本医院	私	内科
	坂本医院	私	内科・婦人科・人工透析
	高田整形外科クリニック	私	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
	野田歯科医院	私	歯科
	坂本歯科医院	私	歯科
	浜町歯科医院	私	歯科
豊田歯科医院	私	歯科	
清和村	井無田へき地出張診療所	公	内科、外科
	緑川へき地出張診療所	公	内科、外科
	村の歯いしゃ診療所	私	歯科
一部事務組合	蘇陽町清和村病院組合 国民健康保険蘇陽病院	公	内科・外科・呼吸器科・消化器科・循環器科・小児科・皮膚泌尿器科・整形外科・眼科・リハビリテーション科

蘇陽町	山口医院	私	内科・小児科・皮膚科
	北部へき地診療所	公	内科、外科
	柏歯科診療所	公	歯科
	嘉悦歯科医院	私	歯科

### 在宅福祉サービス

事業内容	事業所名		
	矢部町	清和村	蘇陽町
配食サービス事業	JA上益城矢部統括支所	清和村社会福祉協議会	蘇陽町社会福祉協議会
軽度生活援助事業	JA上益城矢部統括支所	清和村社会福祉協議会	蘇陽町社会福祉協議会
	りんどう		
	矢部町社会福祉協議会		
訪問理美容サービス	熊本県理容環境衛生同業組合 矢部支所		
	熊本県美容環境衛生同業組合 矢部支所		
寝具類洗濯乾燥消毒サービス	JA上益城矢部統括支所		蘇陽町社会福祉協議会
外出支援サービス事業	JA上益城矢部統括支所	清和村社会福祉協議会	蘇陽町社会福祉協議会
生活管理指導員派遣事業	JA上益城矢部統括支所		蘇陽町社会福祉協議会
	りんどう		
	矢部町社会福祉協議会		
生きがい活動支援通所事業	矢部大矢荘	清和村社会福祉協議会	蘇陽町社会福祉協議会
	彩雲苑		蘇望苑
	ライフライト矢部		
	矢部町社会福祉協議会		
	下矢部保育園		
	あおぞら		

### 介護保険サービス

事業種類	事業所名		
	矢部町	清和村	蘇陽町
介護療養型医療施設	瀬戸病院		蘇陽病院
	伴病院		
介護老人保健施設	彩雲苑		
	ライフライト矢部		

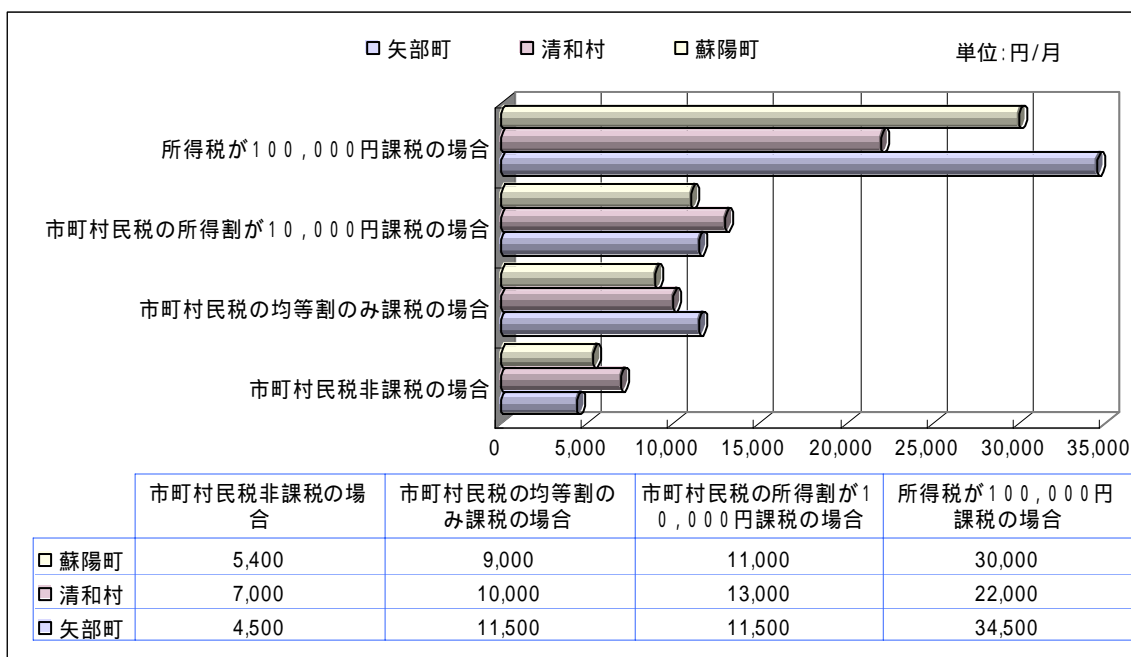
特別養護老人ホーム	矢部大矢荘		蘇望苑
在宅介護事業所	彩雲苑居宅介護支援事業所	清和村社会福祉協議会	蘇陽町訪問介護事業所(社協)
	矢部大矢荘		蘇陽町訪問入浴介護事業所(社協)
	矢部大矢荘居宅介護支援事業所		蘇陽町通所介護事業所(社協)
	矢部大矢荘訪問入浴介護事業所		蘇陽町居宅介護支援事業所(社協)
	矢部大矢荘通所介護事業所 復健館		蘇望苑居宅介護支援事業所
	矢部大矢荘短期入所生活介護事業所		グループホームあいらく
	瀬戸病院通所リハビリテーション		蘇望苑通所介護事業所
	ライフライト矢部居宅介護支援事業所		やすらぎ館居宅介護支援事業所
	訪問介護事業所 りんどう		蘇陽病院訪問看護ステーション
	グループホーム すみれ		
	グループホーム ひまわり		
	JA上益城訪問介護事業所 たんぼぼ		
	JA上益城訪問介護支援事業所		
	矢部町社会福祉協議会		
第1タクシーケアサービス事業部			

その他の施設	事業所名		
	矢部町	清和村	蘇陽町
養護老人ホーム	矢部町立養護老人ホーム 浜美荘		
在宅介護支援施設	社会福祉施設 蘇南会 ケアハウス	高齢者生活福祉センター 清 楽 苑	在宅介護支援施設 蘇陽町高齢者共同住宅
	JA無認可グループホーム もやい	清和村在宅介護支援施設 花 高 原	上差尾交流館 (介護予防拠点施設)
			長谷交流館 (介護予防拠点施設)

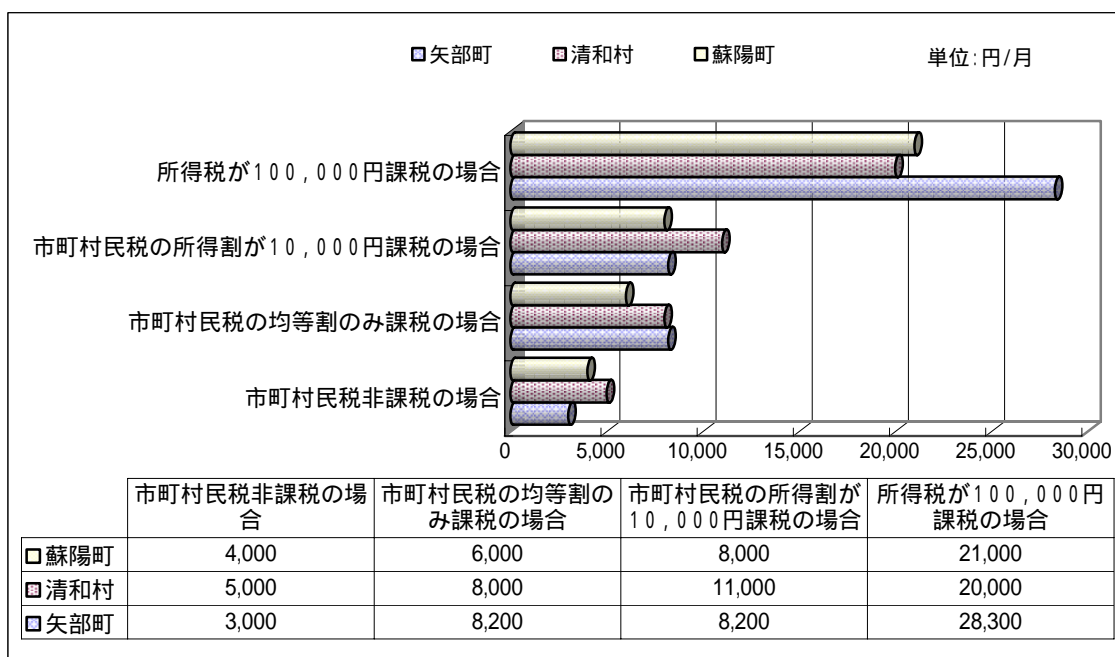
・保育料の比較

3 町村での保育料は以下のようになっています。

3 歳未満児保育料



3 歳以上児保育料





## 2. 合併の背景

## 合併の背景

3つの町村は、自然環境が非常に似通っている上に、昔から今に至るまで住民の歴史的かつ経済的なつながりが強いことが特徴です。ただ近年は、町村の行政運営を取り巻く環境や住民のニーズが大きく変化しており、現在の町村のままでは対応しづらい面が数多く見られるようになりました。これらに対応する方策として、合併は有効な手段のひとつであると考えられます。

### 自治能力の向上

第一に、町村合併は、自治能力の向上のために行うものです。21世紀の地方分権時代の本格的な到来の中において、地方行政は市町村が中心となって運営されて行くものと考えられます。

では、なぜ市町村なのでしょう。市町村は基礎的自治体であり、多様な行政サービスを行う主体であるからです。基礎的であることは住民との距離が最も身近で、住民の声が最も反映しやすく、住民サービスの選択と負担により効率的な行政を行える体制であるといえます。市町村中心の地方自治こそ、真に住民主権としての地方分権が実現できたといえる地方行政体制の理想像ではないでしょうか。

その理想の実現のためには、市町村の自治能力の向上が不可欠です。特に分権時代は地域間競争の激しい時代であり、住民の期待に応えられるサービス体制の確保のためには、人材の確保が急務となっています。分権時代には、市町村が独自の条例をつくって、自ら政策立案をしていかなければなりません。しかし、現状では小規模な市町村が独自に立法をする能力は十分であるとは言えません。市町村の規模が大きくなれば、マンパワーの層が厚みを増し、専門的人材の確保や先端課題への対応が可能となります。

多様な行政サービスを行う体制のため、福祉、環境、教育等の住民に身近な分野で常に新しい課題が今後出てくることが予想されますが、これを市町村自ら解決しなければなりません。

このように、市町村合併による規模拡大は、市町村中心の地方自治の確立のためには不可欠です。

### 地方行政の構造改革

第二に、市町村合併は、地方行政の構造改革です。戦後50年を経過した今日、社会のあらゆる分野にわたりシステムの再検討がなされ、構造改革と言われる動きが各分野に見られます。

現在の3町村の体制は、昭和30年代の昭和の大合併といわれる際に決まったものですが、50年近くそのまま維持されています。50年経っている以上、少なくともその仕組みや体制について、所要の検討を加えるべき時期にきています。

50年前の地域社会は、ほとんどの家庭で電話、テレビ、車もなく、隣の市町村までの道も改良、舗装されず、時間的距離、空間的距離の感覚は今とは随分異なっていたことは想像できます。今は、電話、ファックスはもちろん、インターネットできめ細やか

な情報ネットワークが張り巡らされ、道路についても格段の整備がなされています。住民の行動圏域は大きく広がり、公共サービスの受益を受ける範囲はその納税される町村の枠を越えて広がっています。行政規模の拡大は、効率的な行政運営を行ううえで、避けられない課題といえます。

### **少子高齢化への対応**

第三に、市町村合併は、社会構造の変化に対する対応策です。少子高齢化社会の到来により、3町村のみならず日本の社会構造は大きく変化しつつあります。2007年以降は日本全体の人口が減少することとなり、過疎地域の問題として捉えられてきた人口減少は、都市部も含め日本全体の問題になってきています。

これを行政への影響という観点からみると「税金を負担する人が減り、逆に税金を使う人が増える。」ということができるでしょう。このような状況から、今後、より市場原理に立った厳しい社会、自己決定・自己責任・自己負担の社会が住民共通の価値観となると考えられます。

特に少子高齢化がますます顕著となることが予想される3町村が、一層困難な行財政運営を迫られることが考えられます。市町村合併は、少子高齢化への行政の対応策のひとつの大きな柱です。

### **21世紀の新しいまちづくり**

第四に、市町村合併は、21世紀の新しいまちづくりです。合併は、単に市町村の枠を取り払うためのものではなく、旧市町村がもっていたそれぞれの地域の人材、文化、産業等の資源を有機的に連携・活用しながら、新しいまちづくりを行う絶好の機会です。今までの市町村の枠にとらわれた地域振興策を越えて、新しい枠組みの中で、新しい発想に立ったまちづくりが可能となります。(観光振興、農産物のブランド化及び不法投棄対策等は高い効果が期待出来ます。)また、広域的な視点に立ったサービスの提供により、今までとは異なる質の高い住民サービスが可能となります。

### **行財政改革**

第五に、市町村合併は、行財政改革の一手段です。現在の財政状況は国・地方併せて700兆円に迫る長期債務残高が見込まれる等危機的であることは言うまでもありません。将来世代の負担を考えると、出来るだけ速やかに財政構造改革を行う必要があると考えられます。特に、地方財政を支える柱であった地方交付税は増大する行政需要に対し、多額の借り入れをより地方へ配分を行っている状況であり、今後その制度が将来に渡って維持されるとは限らないことも十分認識しなければなりません。

以上のことから、地方においても行政体制等のスリム化に努め、一層効率的な行財政運営を行うことが求められています。合併は、一般的に住民の負担をできるだけ増やさず、行政サービスの維持を図れる方策として、有効な行財政改革の手法と考えられています



### 3. 合併の効果と課題

## 合併の効果と課題

3つの町村とも、永い歴史の中で現在の地域コミュニティを形成してきました。私たちは、この時代に生きるものとして、将来を見据えた「まちづくり」を考えなければなりません。合併により期待される次のような効果は、長期的な視野に立って、目標を定め施策を進めていくうちに、少しずつですが確実に現れてくるものと考えます。また、心配される課題についても、合併までに慎重に協議し、合併後の住民生活に支障をきたさないよう配慮していきます。

## 合併により期待される効果

### (1). 地域の一体的なまちづくりの実現

合併により、これまで各町村ごとに行われていた道路や公共施設の整備などについて、広域的視点から一体的なまちづくりとして進めることができるようになります。新たなまちづくりに必要となる財源については、合併特例法による国や県の支援策が用意されています。

### (2). 住民サービスの向上

行政運営の効率化と福祉、環境などへの重点的な対応

3町村の重複する総務・企画部門などが統合され、職員の適正配置が進むことや、議員や各種委員会の委員などの総数が減少することなどにより経費削減が図られ、行政の効率的な運営が期待できます。その削減された経費や人材を、今後需要が高まると予測される福祉や環境などの分野に充てることができます。

窓口サービスの利便性が向上

各町村の役場を本・支所(庁)として残すことにより、勤務地や買い物先の最寄りの役場が利用でき、利用可能な行政サービスの窓口が増えることとなります。

公共施設の広域的な利用が実現

3町村のスポーツ施設、文化施設等の公共施設の利用範囲が広がります。スポーツにおいては、対象人口やチーム数が増加すると共に、文化施設においてもより幅の広い文化教養の提供の場が増え、それぞれにレベルの向上が図れます。

通いやすい通学区域の見直し

3町村の境界を越え見直しを行うことにより、生活の実態に即した小中学校の通学区域の設定を行うことができます。

### (3). 地域のイメージアップ

新町の誕生は地域のイメージアップにつながり、通潤橋・清和文楽・そよ風パークなどと連携した広域的な観光振興の展開が期待できます。また、合併処理浄化槽の普及などの環境施策など、広域的に取り組むことにより、より有効な施策が可能となります。

<合併による財政効果の試算>

10年間の人件費削減見込み額

.....35.1億円

補助金等

合併準備補助金(国)

.....1500万円

合併市町村補助金(国)

.....2.7億円

熊本縣市町村合併特別交付金(県)

.....6億円

地方交付税等

普通交付税

平成17年3月までに3町村が合併し、合併特例法の適用を受けた場合と

(1)特例法の適用を受けずに合併した場合の普通交付税の差(合併算定替)

.....約100億円

(2)合併せず単独を選択した3町村の普通交付税合計額との差(単独)

.....約40億円

合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置

.....2.5億円

特別交付税

合併市町村に対する包括的特別交付税措置

.....5.4億円

合併移行経費に対する財政措置

.....必要経費の1/2

合併準備経費(任意協議会費用等)に対する財政措置

.....必要経費の1/2

地方債

合併後のまちづくりのための建設事業

.....60億円

(最大起債額90億円、うち普通交付税参入額60億円)

合併後の市町村振興のための基金造成

.....10.8億円

(最大起債額16.2億円、うち普通交付税参入額10.8億円)

注：合併算定替による表示額は、合併年度とその後15年間の措置額の累計。この金額は現時点の制度によるものであり、合併に伴う管理経費や人件費の削減により、住民サービスを行う経費へ振り向けることが可能となります。

[参考資料] 市町村合併の効果算定根拠

1 管理経費の削減による効果

三役及び議会議員の減による経費の削減効果

三役については、合併後10年間の削減総額を、議会議員については、合併後2年間の在任特例後、地方自治法(平成15年1月1日施行)における定数22人と仮定し、在任特例経過後から合併10年後までの8年間の削減総額をそれぞれ算出することとする。

給与額及び支給月数については、三役及び議会議員(議長、副議長含む)ともに矢部町のものを採用し試算する。

特別職 議員数の減による経費の削減効果

約13億円

特別職

町村名	首長		助役		収入役		教育長		合計
	給与月額	年間給与額	給与月額	年間給与額	給与月額	年間給与額	給与月額	年間給与額	年間給与額
矢部町	813,000	12,601,500	610,000	9,455,000	560,000	8,680,000	561,000	8,695,500	39,432,000
清和村	750,000	11,625,000	576,000	8,928,000	541,000	8,385,500	552,000	8,556,000	37,494,500
蘇邨町	785,000	11,971,250	580,000	8,845,000	564,000	8,601,000	549,000	8,372,250	37,789,500
合計	2,348,000	36,197,750	1,766,000	27,228,000	1,665,000	25,666,500	1,662,000	25,623,750	114,716,000

支給月数: 矢部町: 15.25ヶ月 清和村: 15.25ヶ月 蘇邨町: 15.25ヶ月

削減額の算出

$$\{(36,197-12,601)+(27,228-9,455)+(25,666-8,680)+(25,623-8,695)\} \times 10年$$

$$= (23,596+17,773+16,986+16,928) \times 10年 = 752,840千円(752百万円)$$

議会議員

町村名	議長		副議長		議員		議員合計
	給与月額	年間給与額	給与月額	年間給与額	給与月額	人数	年間給与額
矢部町	325,000	4,956,250	268,000	4,087,000	244,000	14	52,094,000
清和村	300,000	4,575,000	247,000	3,766,750	225,000	10	34,312,500
蘇邨町	314,000	4,788,500	259,000	3,949,750	235,000	12	43,005,000
合計	939,000	14,319,750	774,000	11,803,500	704,000	36	129,411,500

支給月数: 矢部町: 15.25ヶ月 清和村: 15.25ヶ月 蘇邨町: 15.25ヶ月

削減額の算出

$$\{(14,319-4,956)+(11,803-4,087)+(129,411-74,420)\} \times 8年$$

$$= (9,363+7,716+54,991) \times 8年 = 576,572千円(576百万円)$$

+

$$752百万円 + 576百万円 = 1,328百万円 \quad 1,300百万円$$

職員の減による経費の削減効果

合併しなかった場合

給与水準は当面、本年度人事院勧告による2%の減が続くと仮定し、定期昇給相当分は加算する。歳入減及び人口減を考慮し、平成26年度までに平成14年度職員数の85%を想定し積算する。この場合、各町村の職員年齢構成により定年退職させ、その2/3を新規採用したと仮定し、新陳代謝分3.5百万/1人として算出する。10年後職員数 矢部町185人 157人、清和村75人 64人、蘇邨町93人 79人となる。

合併した場合

「類似団体比較: 町村V-O」を適用し、平成30年度までに職員数を223人に、定年退職者の補充を毎年度3名の新規採用と仮定し積算する。

職員減による経費の削減効果

約10億円

各町村の数値は、平成13年度普通会計決算統計より抜粋

職員数：普通会計におけるH14.4.1現在の全職員数

(地方公務員法第3条第3項の特別職の職員を除く)

年間給与総：平成13年度における職員に係る基本給、その他手当、退職金等を含む職員給の総額

3町村単独の場合(平成17年度～平成26年度までの職員給の合計)

(単位:百万円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	職員数
矢部町	990	984	956	942	928	906	863	847	826	834	9,076	157
清和村	357	341	336	337	328	322	324	311	308	299	3,263	64
蘇那陽町	427	434	429	432	414	410	401	397	381	377	4,102	79
計	1,774	1,759	1,721	1,711	1,670	1,638	1,588	1,555	1,515	1,510	16,441	

3町村合併の場合(平成17年度～平成26年度までの職員給の合計)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計	職員数
職員給	1,775	1,734	1,664	1,643	1,579	1,535	1,455	1,402	1,334	1,323	15,444	223

削減額の算出

$$16,441\text{百万円} - 15,444\text{百万円} = 997\text{百万円}$$

委員等報酬及び負担金等の削減効果

「類似団体比較」を適用し、平成17年度より純減とするも地域審議会等も設けられることを想定し、35%の減、年間65百万円の削減を推測する。また、負担金等については、地方公務員共済組合等負担金、退職金、恩給及び退職年金、災害補償費など、各町村の職員給及び特別職報酬の変動に対応させて算出する。

委員等報酬及び負担金等の削減効果

約12.1億円

委員等報酬

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
合併しない場合	186	186	186	186	186	186	186	186	186	186	1,860
合併した場合	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	1,210

削減額の算出

$$1,860\text{百万円} - 1,210\text{百万円} = 650\text{百万円}$$

負担金等

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
合併しない場合	575	570	559	556	545	535	521	512	500	499	5,372
合併した場合	575	551	509	503	485	472	450	435	415	412	4,807

削減額の算出

$$5,372\text{百万円} - 4,807\text{百万円} = 565\text{百万円}$$

+

$$650\text{百万円} + 565\text{百万円} = 1,215\text{百万円}$$

## 2 各種財政支援措置

### (1) 補助金

#### 合併準備補助金(国)

市町村の建設計画作成等、市町村の合併に関し、先導的な取り組みを積極的に行っている法定協議会の構成市町村に対し、1関係市町村につき500万円を上限とする補助金。

$$500\text{万円} \times 3\text{町村} = 1,500\text{万円}$$

1,500万円

#### 合併市町村補助金(国)

合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置づけられたもので、全国的な市町村合併の推進という観点からモデルとなる事業に取り組んでいる市町村に対し、表1に基づき人口規模により算出される合併関係市町村数の額の合計額を上限として、合併成立年度から3年間を限度として合併市町村に補助される補助金。

2.7億円

(表1)

関係市町村人口(人)	補助金額(千円)	備考
~5,000	20,000	清和村、蘇陽町
5,001~10,000	30,000	矢部町
10,001~50,000	50,000	
50,001~100,000	70,000	
100,001以上	100,000	

人口は、H12国調人口

人口(H12国調人口): 矢部町 12,386人 清和村 3,279人 蘇陽町 4,668人

$$(50,000\text{千円} + 20,000\text{千円} + 20,000\text{千円}) \times 3\text{カ年} = 270,000\text{千円}$$

#### 熊本縣市町村合併特別交付金(県)

合併市町村の建設に資するため、必要な緊急かつ特別な財政需要に対する財政支援。(10億円を限度)

$$5\text{億円} + (\text{合併関係市町村数} - 2) \times 1\text{億円} = 6\text{億円}$$

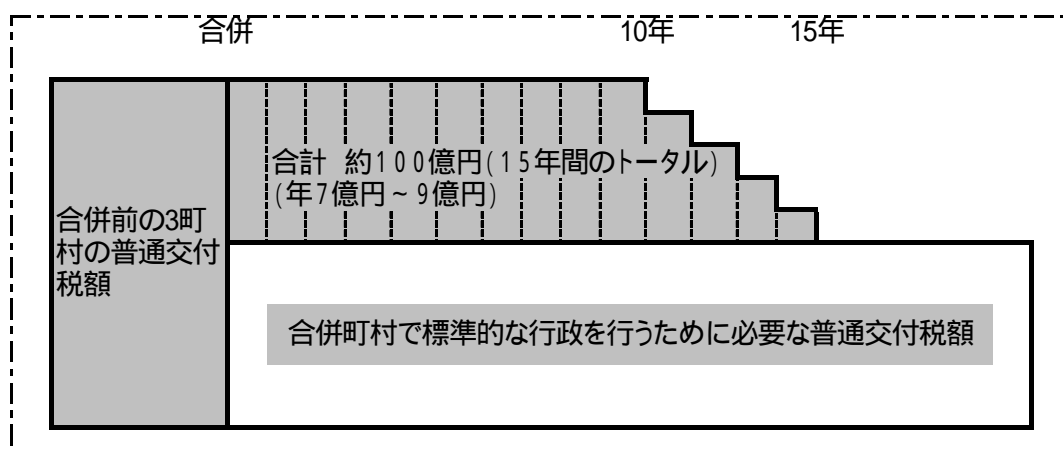
6億円

### (2) 地方交付金

#### 普通交付税

##### ア 普通交付税の算定の特例(合併算定替え)

合併市町村に対する普通交付税について、当該市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度にわたり、合併関係市町村が合併の前の区域をもって存続した場合に算定される額の合算額を下回らないように各年度毎に算定した額とし、その後の5年度で当該算定による増加額を段階的に縮減するもの。



約8億×12.5年=100億円

合併算定替えによる額は、合併年度とその後15年間の措置額の累計。この金額は、現時点の制度によるものであり、合併に伴う管理経費や人件費の削減により、住民サービスを行う経費へ振り向けることが可能となります。

100億円

#### イ 合併直後の臨時的経費に対する財政支援

合併直後に必要となる次のような臨時的経費について、次の算式により算出した額を5年度間にわたり均等に普通交付税において包括的な財政措置を行うもの。

##### 対象経費

行政の一本化(基本構想の策定・改訂、コンピュータシステムの統一、ネットワークシステムの整備)行政水準・住民負担水準の格差是正(住民サービスの水準の調整等)に要する経費。

算式:  $(1\text{億円} + 5\text{千円} \times \text{合併後人口}) \times (1 + (\text{合併関係市町村数} - 2) / 4)$   
ただし、30億円を算入額の上限

$$\begin{aligned} & (100,000\text{千円} + 5\text{千円} \times 20,333\text{人}) \times (1 + (3-2) / 4) \\ & = 201,665\text{千円} \times 5/4 \\ & = 252,081\text{千円} \end{aligned}$$

2.5億円

#### 特別交付税

##### ア 包括的特別交付税措置

新たなまちづくり、公共料金格差調整等についての措置

- ・ 1年目 5割、2年目 3割、3年目 2割を配分
- ・ 一律分 400,000千円 (a)
- ・ 人口増加分 4千円×7,947人=31,788千円 (b)
- ・ (a)+(b)=431,788千円 (c)
- ・ 431,788千円×1.25倍=539,735千円

5.4億円

#### イ 合併移行経費に対する財政措置

合併関係市町村が、速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費に対し、1/2を特別交付税により措置。

#### ウ 合併準備経費に対する財政措置

法定又は任意協議会が設置された年度を含め5年度間に限り、合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の各種財政需要額の1/2を特別交付税措置。

### (3) 地方債

#### 合併特例債

##### ア 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

(充当率:95% 普通交付税算入率:70%)

##### 対象事業

- a 合併後市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共施設の整備事業
- b 合併後市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
- c 合併後市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業

標準全体事業費の算式(係数は表2のとおり)

$$\begin{aligned} & 180\text{億円} \times \{(\text{合併後人口} / 10\text{万人}) \times a + b\} \times \{(\text{増加人口} / 1\text{万人}) \times c + d\} \times (2-2 / \text{合併関係市町村}) \\ & = 180\text{億円} \times \{(20,333 \div 100,000) \times 1.0 + 0.2\} \times \{(7,947 \div 10,000) \times 0.333 + 0.667\} \times (2-2 / 3) \\ & = 180\text{億円} \times 0.40333 \times 0.9316351 \times 1.333333 \\ & = 90.181532\text{億円} \end{aligned}$$

交付税措置額(90億円の起債をした場合の交付税措置額)  
 $90\text{億円} \times 0.95 \times 0.7 = 59.85\text{億円}$

60億円

(表2) 算式の係数

合併後人口による区分	aの数値	bの数値
30,000人以下	1.000	0.200
30,001 ~ 100,000以下	0.714	0.286
100,001以上	0.000	1.000

合併後人口による区分	aの数値	bの数値
10,000人以下	0.333	0.667
10,001 ~ 50,000以下	0.167	0.833
50,001 ~ 100,000以下	0.083	1.250
100,001 ~ 200,000以下	0.042	1.667
200,001 ~ 400,000以下	0.021	2.083
400,001以上	0.000	2.917

イ 合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置

(充当率: 95% 普通交付税算入率: 70%)

合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化又は合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける基金に対する積立のうち、特に必要と認められるものに要する経費については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、合併特例債をその財源とすることができる。

算式:  $(3\text{億円} \times \text{合併関係市町村数}) + (1\text{万円} \times \text{増加人口}) + (5\text{千円} \times \text{合併後人口})$

$$\begin{aligned}
 &= (3\text{億円} \times 3) + (10,000 \times 7,947\text{人}) + (5,000\text{円} \times 20,333\text{人}) \\
 &= 9\text{億円} + 79,470\text{千円} + 101,665\text{千円} \\
 &= 1,081,135\text{千円}
 \end{aligned}$$

上限 →  $1,081,135\text{千円} \times 1.5\text{倍} = 1,621,702\text{千円}$

交付税措置額  $1,621,702\text{千円} \times 0.95 \times 0.7 = 1,078,431\text{千円}$

10.8億円

## 合併の課題と対応策

一方で、合併に対してさまざまな懸案(心配事)があります。しかし、行政と地域住民が知恵を出して解決していかなければなりません。

(1). 住民の声が届きにくくなりませんか。

町村の規模の大小にかかわらず、住民の声を行政に反映させる仕組みづくりは新町にとっても必要不可欠です。行政区域が広がり3町村の議員や職員の数が減少することで住民の声が届きにくくなるのが心配されます。しかし、新町においては、行政主導ではなく住民と行政が協働して様々な施策に取り組むといった住民参画社会の実現を目指していくこととなります。更に、情報公開や広報・公聴を積極的に取り組むこととします

(2). 地域の個性や伝統文化が風化しませんか。

地域に代々伝わってきた風習や行事などは、地域ごとに守り育てられてきました。行政の区域が大きくなっても地域のコミュニティや伝統文化を継承・発展させていくための仕組みづくりに力を入れていきます。

(3). 職員数減少により住民サービスが低下しませんか。

合併後においても職員の身分は保障されているため、職員数が急激に減少することはありません。しかし、類似団体との比較・検討や計画的な定員管理を行いながら、住民サービスが低下しないよう効率のよい人員体制に改善を行います

(4). 公共料金など住民負担が増加しませんか。

税金や保育料、介護保険料などの住民負担については、各町村の負担割合が異なっているためその調整が心配されますが、健全な財政計画などに配慮しながらできるだけ住民負担が増えないよう協議し、慎重に検討します。なお、住民生活に関する情報はできるだけ迅速に周知できるように配慮します。

(5). 中心部と周辺部との地域間格差が生じませんか。

合併により各種行政サービスをはじめ、将来にわたって地域格差を生じさせないような対策が必要です。「公平の原則」をもとにまち全体が等しく合併の利益を享受できるように地域の実情に即した振興策が重要になるものと考えます。そのため、住民の意見を反映させながら、各町村間で合併後のまちづくりをどのように進めるかを話し合い、地域間のバランスのとれた新たなまちづくり計画(市町村建設計画)を作成します。



## 4 . 合併ビジョン(骨子)

## <新しい町づくりへむけて>

### 1. 基本理念

矢部町・清和村・蘇陽町は、阿蘇南外輪山から九州山地の脊梁までの圏域に及び、地形的にも変化に富み、多種多様な自然と先人の残した多くの遺産や歴史が残っています。日向街道や明治30年代に開発された国道218号線は3町村をまたぎ、昔も今も物資の輸送や交流の主要な道路として発展してきました。また、馬見原町と浜町は日向街道の宿場町として栄え、明治・大正には造り酒屋や旅館などの商家が立ち並び、通りは町人や商人、そして「駄賃付け」と呼ばれる人で賑わいを見せていました。

その後3町村は農林業を基幹産業として栄え、地域の自然や環境を活かした取り組みで、人と自然がおりなす個性的な地域づくりが行われてきました。ある面では、人々の心のふる里として癒しの空間を提供し、田舎のすばらしさを伝承してきたといえます。

こうした共通点の多い3町村が力を合わせ「自ら考え行動する」という住民自治の精神と「お互いが支え合い人に優しい生きがいのあるまちづくり」を行うことによって、九州のど真ん中にある誇れる田舎づくりが可能となります。そして、そこには自然と産業が一体となった「自然と共生する美しいまち」があり、地域の文化や伝統を支える人材が育っていきます。

河川の上流域に住むものとして、命の源といえる「水」「土」「緑」を守り育て、未来の子どもたちへ残していくことは、50年後、100年後の将来を見据えた私たちの役目でもあります。

この九州の鼓動が聞こえる自然豊かな大地から「風」を興し、いのちの理想郷」という郷(くに)づくりを目指していきましょう。

## 2. 新しいまちの将来像

これから私たちが創っていく「新しいまち」は、私たちみんなが議論しながら、協力して創り上げるまちです。これから議論を重ねていく中で「新しいまち」の姿を明確にしていきますが、基本的な将来像のイメージは、図のように私たち一人一人が主体的に考え取り組む事で、みんなが住みやすいまちを作るための施策を実現していく「住民自治社会の構築」と言うことです。そのためには、住民と行政が手を携え、二人三脚で進めていくことが大切です。

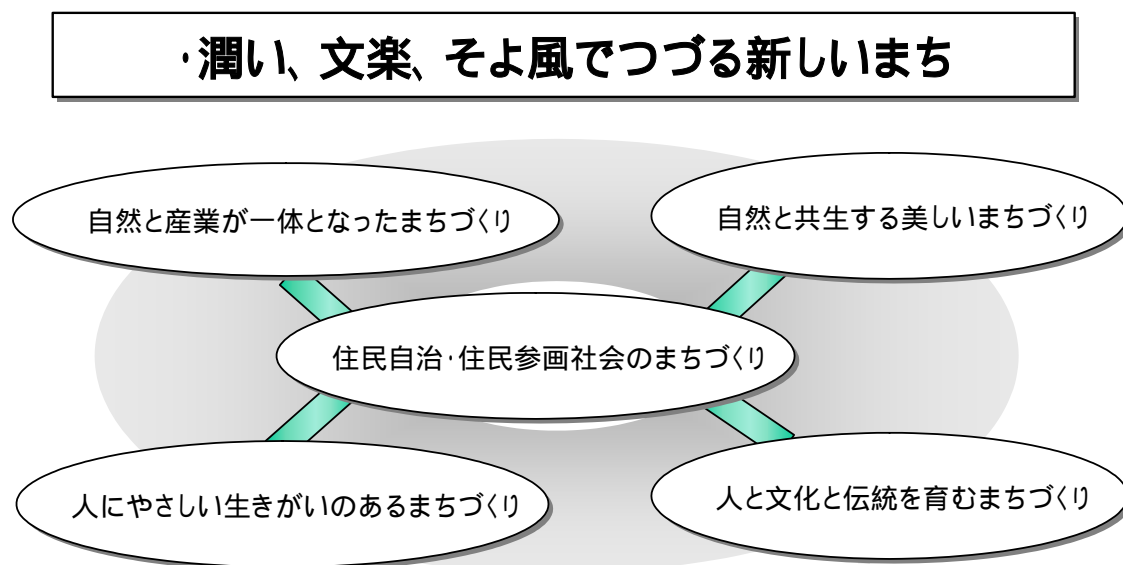


図 新町の将来像を形成する5つの柱

## 3. 重点プロジェクト/新町の将来ビジョンを実現する5つの柱

新しいまちの将来像の実現に向けて、以下の5つの柱(風)に沿った重点施策を検討していきます。

### ・[自ら考え行動する自立の風]

#### 住民自治・住民参画社会のまちづくり

各町村が培ってきた地域自治を受け継ぎ、住民自らまちづくりに参加し、主体性を持って取り組むまちづくりを推進します。

コミュニティ活動の支援

地域住民の声を反映できる体制づくり

地域の個性を活かした地域づくりへの支援

男女共同参画社会の推進

### ・[むらの自慢を運ぶ風]

#### 自然と産業が一体となったまちづくり

自然環境を活かした農林業の推進と商工業の振興を図り広域的な交流を促進します。

農林業の基礎的条件整備の推進

気候風土を活かした有機農業の推進と実践

観光資源を活かしたまちづくりの推進  
付加価値のある地場産業の振興  
安心・安全の産品づくりの推進  
広域的な交流の促進  
商店街の振興と経営力の向上

#### ・【自然と環境にやさしい風】

##### 自然と共生する美しいまちづくり

豊かな自然を守り育て、環境に配慮した循環型社会の実現と快適な生活環境を実現します。

環境保全の推進  
合併処理浄化槽の整備・推進  
自然エネルギーの活用と推進  
交通ネットワークの整備など快適な生活環境の整備  
九州横断自動車道延岡線の早期整備  
情報通信体系の整備

#### ・【生涯現役百彩(百歳)の風】

##### 人にやさしい生きがいのあるまちづくり

健康づくりの町をめざし、お互いが支えあういきいきとしたまちづくりを推進します。

健康保持のための施策の推進  
医療体制の充実  
バリアフリーなどユニバーサル社会の推進  
ボランティア活動の推進  
交通弱者に配慮した公共交通機関の運用  
少子化・子育て支援対策の充実  
みんなにやさしい町づくりの推進  
人権啓発と人権教育の推進

#### ・【過去と未来をつなぐ風】

##### 人と文化と伝統をはぐくむまちづくり

地域の伝統・文化を継承し、未来へつなぐ人づくりを推進していきます。

文化の香り高いまちづくりの推進  
生涯学習の視点に立った社会教育の振興  
地域と密着した学校教育の推進と施設の充実  
人材育成と地域教育力向上のための施策の推進

## 5.3 町村の将来推計

### 5-1: 人口推計

3 町村の人口は、今後下のグラフのように推移すると推定されています。合併するしないに関わらずそれぞれの町村で魅力あるまちづくりをすすめていく事が、人口減少に歯止めをかけるために必要です。

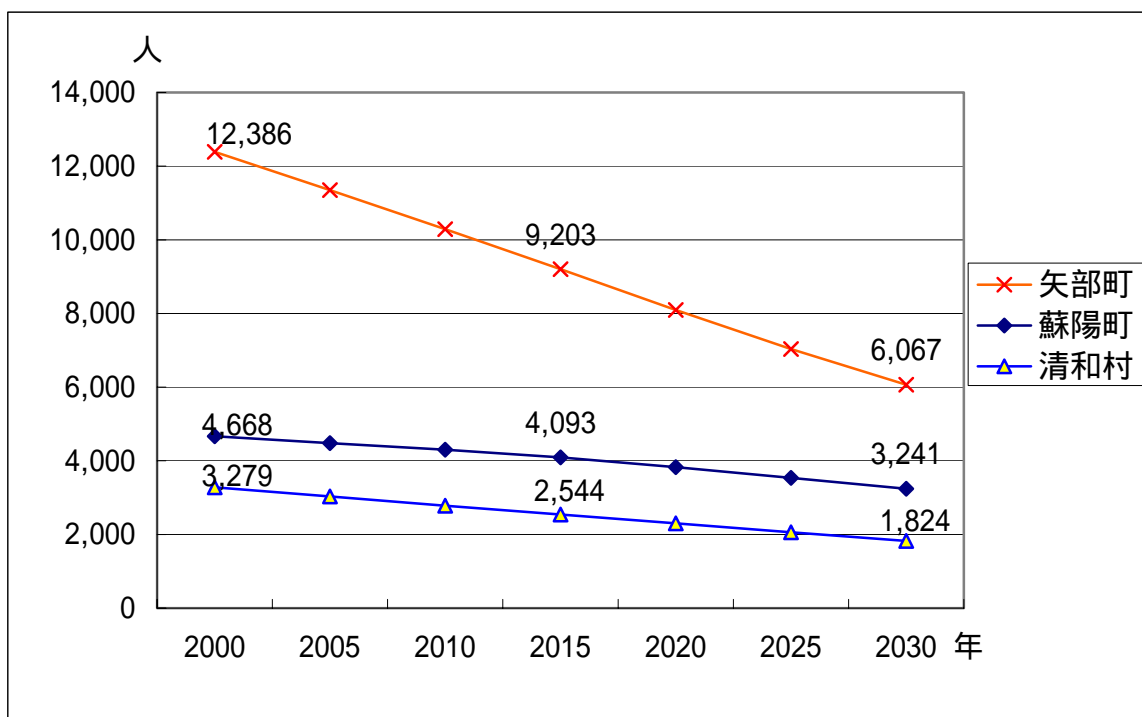


図 3 町村の人口推移予測

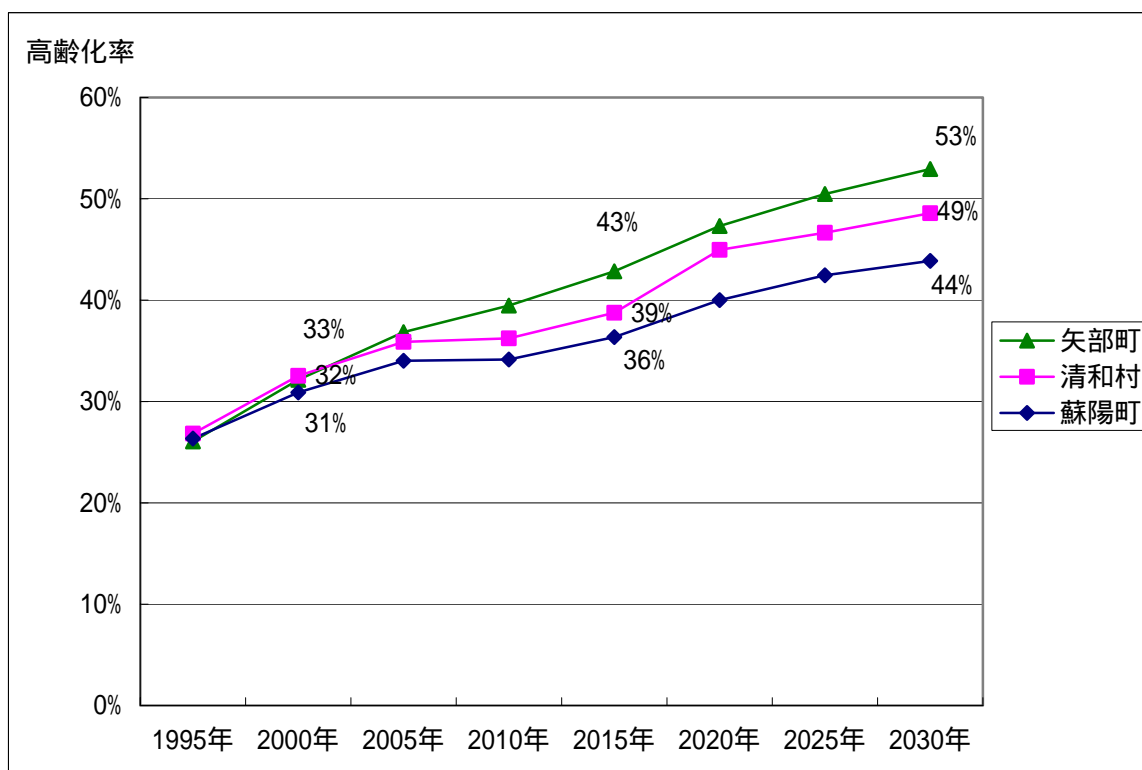


図 3 町村の高齢化率推移予測

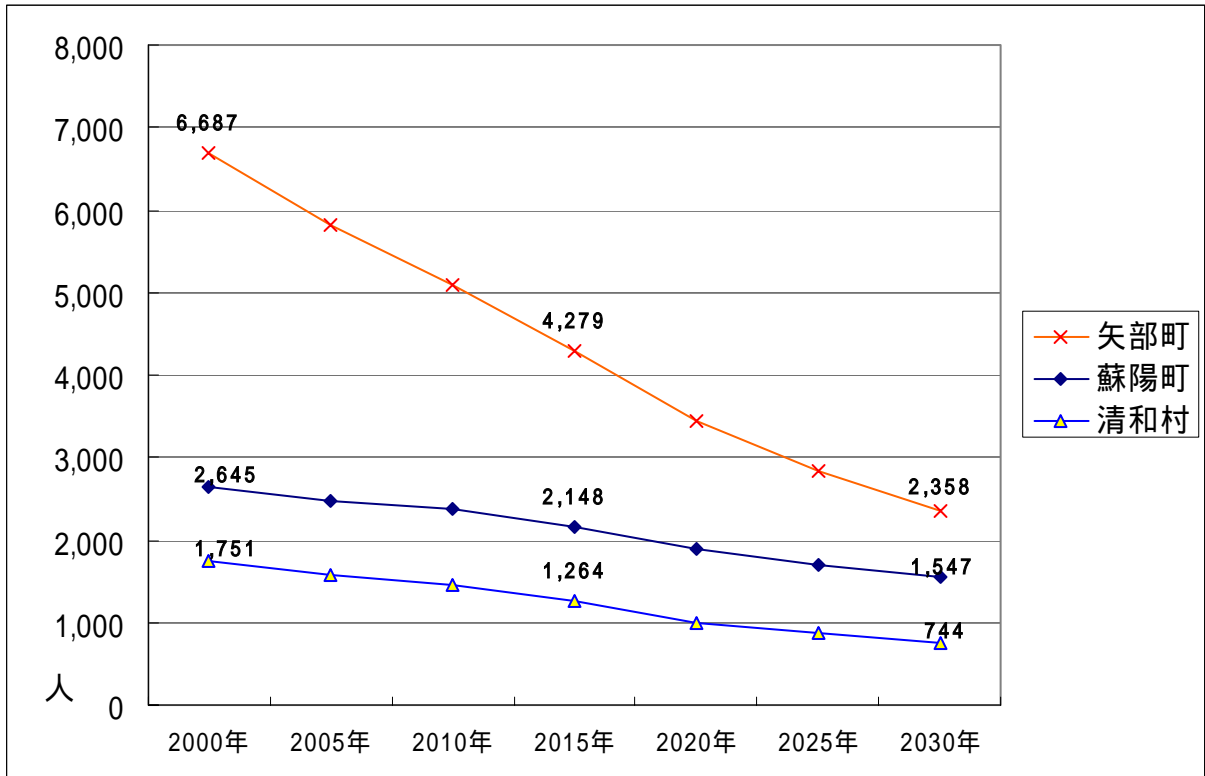


図 3 町村の生産人口推移予測

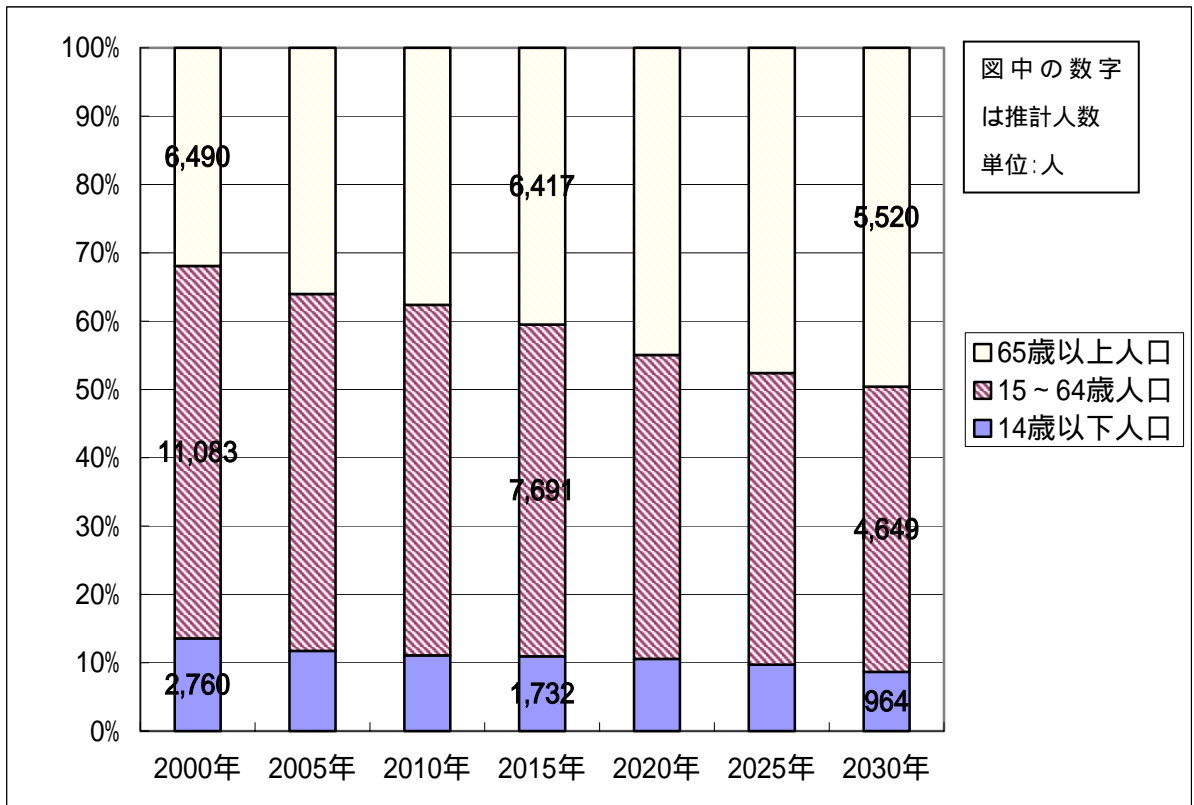


図 3 町村合計の人口構成比の推移予測

## 5-2: 財政推計

3 町村の合併によって、歳入額や歳出額は以下のようにになると推計されます。

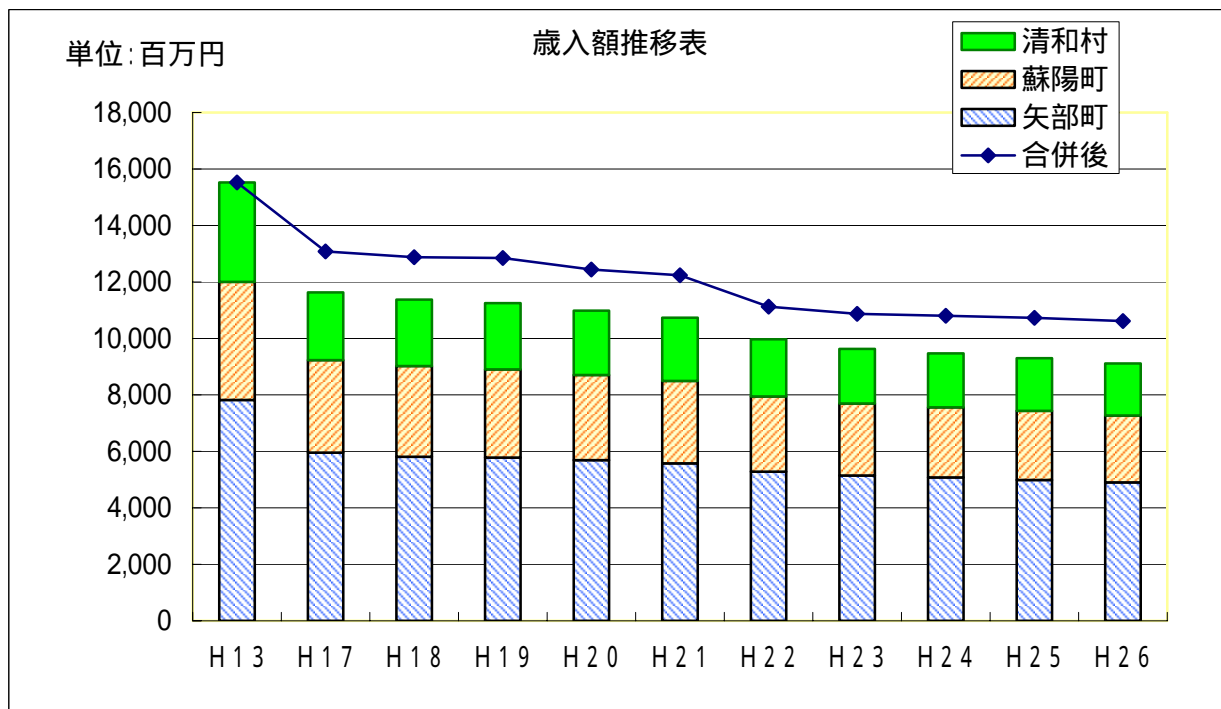


図 3 町村単独と合併後の歳入推計比較

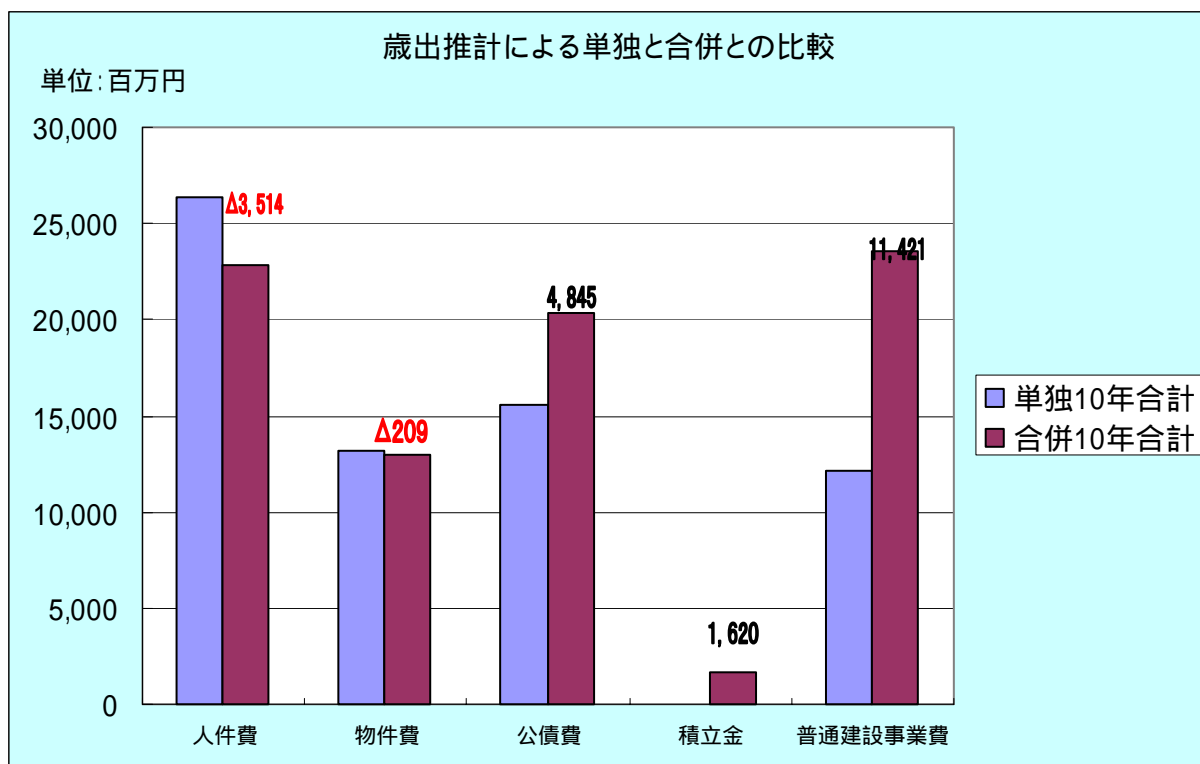


図 3 町村単独と合併後の歳出額の推計比較